

令和3年第1回せたな町議会定例会 第1号

令和3年3月5日（金曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号から議案第11号、議案第28号、議案第32号及び議案第33号を一括上程
〔令和3年度町政執行方針〕
〔令和3年度教育行政執行方針〕
〔令和3年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 6 議案第12号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第14号）
- 7 議案第13号 令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第14号 令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第15号 令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第16号 令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第17号 令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第18号 令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第19号 令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第20号 令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第21号 令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第6号）
- 16 議案第22号 令和2年度せたな町病院事業会計補正予算（第4号）
- 17 議案第23号 せたな町新町まちづくりプラン（新町建設計画）の変更について
- 18 議案第24号 せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第25号 せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第26号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第27号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第29号 せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 23 議案第30号 せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について
- 24 議案第31号 せたな町瀬棚児童会館条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1 番 吉 田 実 君	2 番 梶 田 道 廣 君
3 番 本 多 浩 君	4 番 橋 本 一 夫 君
5 番 熊 野 主 税 君	6 番 道 高 勉 君
7 番 大 湯 圓 郷 君	8 番 横 山 一 康 君
9 番 石 原 広 務 君	10 番 平 澤 等 君
11 番 菅 原 義 幸 君	12 番 真 柄 克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	小 板 橋 司 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐 藤 英 美 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊 藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君
会計管理者	高 橋 純 君
国保病院事務局長	西 村 晋 悟 君
総務課長補佐	小 林 和 仁 君
まちづくり推進課長補佐	阪 井 世 紀 君
財政課長補佐	井 村 裕 行 君
税務課長補佐	奥 村 大 樹 君
町民児童課長補佐	坂 谷 洋 二 君

保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜	希	君
税務課主幹	伊	勢		亮	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	山	本		亨	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	君
包括支援係長	大	久	保	麻	君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	大	庭		啓	君
農業務係長	北	山	典	孝	君
水産係長	油	谷	好	彦	君
建築係長	高	橋	真	一	君
水道係長	大	野	秀	幸	君

《大成総合支所》

支 所	長	杉 村	彰 君
次	長	佐々木 正 人	君
大成診療所事務	長	古 守 幸 治	君
主	幹	藤 谷 希	君
福祉係	長	河 野 葉 子	君

《瀬棚総合支所》

支 所	長	神 田 昌 君
養護老人ホーム三杉荘所	長	横 川 忍 君
福祉係	長	稲 船 奈穂子 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 優 君
次	長 古 畑 英 規 君
大成教育事務所	長 杉 村 輝 明 君
主	幹 長 内 解 人 君
主	幹 尾 野 真 也 君
学校給食係	長 山 崎 秀 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
係	長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小百合 君
次	長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小百合 君
次	長 上 野 朋 広 君
主	事 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達してございます。令和3年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において8番、横山一康議員、9番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月19日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から19日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

町長、副町長の動向報告でございますが、1月13日檜山広域行政組合参与会議及び副町長会議が今金町で開催され副町長が出席しております。

以下、次のとおりとなっております。ご参照願いたいと思います。

これで行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号ないし議案第11号並びに議案第28号、議案第32号及び議案第33号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算から議案第11号令和3年度せたな町病院事業会計予算までの11件と、議案第28号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例並びに議案第32号及び議案第33号指定管理者の指定についてまでの3件、合せて14件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 令和3年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私が新町の町政をお預かりして本年は4期目最後の年となりました。平成17年9月の新町誕生からこの間、町民の皆様、そして議員各位の温かいご支援とご協力により町政運営に取り組むことができましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて昨年1月に国内で初めて確認された新型コロナウイルスの感染拡大により、日本経済への影響は甚大で、これまで経験のしたことのない、正に国難とも言うべき局面に直面しております。国においては、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行い、感染症拡大の影響で浮き彫りになった課題やリスク、取組の遅れなどを克服した後の新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととしております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下にあつて、本町においては令和3年度から普通交付税が一本算定となり、また、国勢調査の人口減少により交付額が大幅に減少することが予想され、更には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による地域経済の落ち込み、税収の大幅な減少と感染拡大防止や町民生活、地域経済への支援など、例年とは異なる環境下での町政の執行を行うこととなります。令和3年度は、感染拡大防止対策に万全を期すとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で冷え込んだ地域経済の活性化や一次産業の生産基盤強化などを行い、第2次せたな町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

令和3年度せたな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ、予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。予算総額は、前年度比7.4%減の82億3,440万9,000円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が大成町民センター耐震改修事業、住宅リフォーム等助成事業、トラウトサーモン海面養殖試験事業、町道改良事業などであり、継続事業は、町有施設解体事業、賃貸住宅整備促進支援事業、町道排水改修事業、町道橋長寿命化修繕事業、防災行政無線デジタル

化整備事業などとなっております。

歳入では、全体の54.4%を占める地方交付税は、普通交付税が前年度比1.4%減の39億8,201万5,000円を、特別交付税は前年度比7.4%減の5億円をそれぞれ計上いたしました。

地方債は、適債事業13件と臨時財政対策債の合わせて14件で、前年度比31.3%減の8億3,530万円を計上いたしました。

次に、特別会計予算について申し上げます。国民健康保険事業特別会計など9特別会計の総額は、前年度比0.2%減の33億4,791万4,000円となったところであります。

病院事業会計は、収益的支出が12億4,470万6,000円、資本的支出は4,095万5,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に、いつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。

はじめに、保健、福祉、介護施策について申し上げます。誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実に努めてまいります。

保健施策については、健診や訪問指導などの母子保健事業を通じ、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう母子保健の推進に努めてまいります。

各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践し、積極的に健康づくりの推進に努めてまいります。

地域福祉、高齢者施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくり、権利擁護などの相談、生活支援体制の充実に努めてまいります。

介護人材確保、育成支援事業及び介護従事者確保、定住対策事業については、質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めてまいります。

生活支援体制整備事業については、移動支援として訪問型サービスDを創設し、サロンに通う高齢者の足の確保に努めてまいります。また、認知症になっても安心して生活できるよう、認知症サポーターの養成や地域で見守りができる体制づくりなど、認知症予防事業及び相談支援体制の充実に努めてまいります。

障がい福祉施策については、第4次障がい者計画・第6期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

子育て支援については、第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のための事業展開を図ってまいります。小学校就学前児童の教育及び乳幼児保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所を運営するとともに、留守家庭の放課後児童対策として学童保育所を継続して運営してまいります。なお本年4月からは北檜山区内において民間による学童保

育所が開設される予定となっており、更なる保育サービスの充実に努めてまいります。また子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。

国民健康保険事業については、道や国保連合会と連携を密にし、国保事業の円滑な運営に努めてまいります。また、被保険者の健康増進や医療費適正化への取組として、疾病の早期発見や生活習慣病予防を目的とした各種がん検診、特定健康診査の受診率の向上や特定保健指導の実施率向上に努めてまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう、円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。地方の自治体病院の現状は、急速に進む人口減少や少子高齢化に加え、医師の地域偏在、医師や看護師をはじめとする医療従事者の人手不足など、厳しい状況が続いております。加えて新型コロナウイルス感染症対策では、4月から本格的に始まるワクチン接種への対応も喫緊の課題となっております。町立国保病院及び大成、瀬棚両診療所においても医療従事者の確保は慢性的な課題であり、人材確保に引き続き努めてまいります。また国保病院にあっては常勤医が過重な勤務とならないよう、出張医の応援を受けて負担軽減に努め、常勤医3人体制を維持し、町内唯一の救急告示病院として救急医療体制を維持してまいります。両診療所にあっては国保病院と連携し、地域に寄り添った医療体制を継続できるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、発熱外来を引き続き設置するとともに、本格化するワクチン接種へも柔軟に対応してまいります。

国保病院の改築については、基本構想、基本計画の策定に向け、病院機能や規模、建設場所などについて十分検討を重ね、引き続き協議を進めてまいります。

新設した町立国保病院改革プランについては、令和2年度で終了期限を迎えるため、今後の国の動向を注視し、新たな病院改革プランの策定に着手してまいります。

国保病院、診療所、歯科診療所の連携のもと、町民の皆様から信頼され、安心して受診していただくことができる医療機関を目指して、職員一人一人が患者様とご家族に寄り添い、より質の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

第2に、地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、外出の自粛や会食の減少など生活スタイルの変化に伴い、全国的に農水産物の需要についても影響が生じています。このような状況下で、1次産業を基幹とする本町にとっては影響を最小限にとどめながらも、国の事業活用や産業団体との協働による生産体制の整備、産業後継者の育成、支援を引き続き行い、産業基盤の構築に努めてまいります。

はじめに、農業施策について申し上げます。農業の振興については、中核農業者の投資意欲を促進するJA中核農業者応援資金を活用する農家に対し、中核農業者応援資金利子補給費補助金を創設して経営の高度化を支援します。近年特に力を入れてきた新規就農などの担い手確保対策を引き続き進めながら、農業研修を終えて本年度酪農で新規就農する青年就農者に対し、北海道農業次世代人材投資事業を活用し、就農初期段階の支援を行い定着を図ります。また継続実施中の中山間地域等直接支払交付金事業や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、中山間地域の農用地や地

域環境の保全活動などの取組についても引き続き支援してまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上のため、土壌分析診断事業による土づくりの推進や、ブロッコリーや潮トマトをはじめとする各種作物の栽培試験を引き続き行い、技術支援を行ってまいります。

畜産については、近年の情勢により導入牛並びに飼料価格は依然高止まり傾向にあり、生産コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から、長期間供用できる健康な個体の育成を目的に町営牧場の利用促進を進め、また必要な個体の更新を進めるため優良家畜導入事業を行い、生産性の向上とコストの低減を図ってまいります。

飼料生産体制については、本年度から草地畜産基盤整備事業により不陸修正、土壌改良資材の投入を行うことにより、良質粗飼料の確保を目的に生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、農業、農村整備事業について申し上げます。新たに農業水路等長寿命化、防災減災事業負担金により、狩場利別土地改良区が事業主体となり実施する老朽化した用水路の整備に支援し、効率的な送水や災害軽減を図ります。更に、道営事業により老朽化した西兜野排水機場の施設機械及び電気設備等の全面改修を計画的に行うため、本年度は実施設計を行い、農業排水の効率化と防災対策に努めてまいります。

次に、林業施策について申し上げます。森林の整備・保全については、せたな町森林整備計画を基調に森林施業に取り組んでまいります。

一般民有林については、道単独事業の植林への支援策、未来につなぐ森づくり推進事業の後継事業である豊かな森づくり推進事業を活用し、伐採後の確実な造林に支援するとともに、引き続き除間伐、下刈の森林施業及び作業路開設や低質材などの運搬経費補助等により、森林所有者の負担軽減を図り、森林の有する多面的機能の維持、増進を図ってまいります。

町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採することにより、森林資源の循環利用を図ってまいります。また有害鳥獣の個体数増加により、農林水産物などの被害が増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手育成のため、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続を図るほか、駆除についても関係機関と密接に連携し、効率的な駆除に努めてまいります。

次に、漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため、ウニ移殖放流事業については、町単独事業として継続実施するほか、檜山沿岸6町による広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流についても引き続き支援してまいります。

水産種苗育成センターについては、アワビの中間育成並びにナマコの種苗生産、供給を行うことで、前浜資源の維持と漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいります。また漁業者自らが行なう藻場の保全活動など環境保全に対する取組や新たな漁業形態の構築に向けたトラウトサーモン海面養殖試験事業に支援するほか、漁業資源を守るための密漁対策についても、町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。

漁港、港湾については、関係機関、団体との連携を図りながら、瀬棚港修築事業や漁港の機能保全事業により施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望してまいります。

次に、商工観光について申し上げます。商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業を継続実施し、経営の自立安定に引き続き支援してまいります。コロナ禍における商工事業者支援対策としては、制度資金への利子補給を行うとともに、国や北海道の制度を活用しながら事業継続を下支えするための施策を今後も講じてまいります。また担い手不足が深刻化している商工業においては、引き続き新規起業者や事業承継者を地域おこし協力隊制度で募集し、商工業の活性化に努めてまいります。

観光振興については、観光協会と引き続き連携を図りながら、各種観光の振興と地域の活性化に努め、包括連携協定を結んでおります株式会社クリエイティブオフィスキューとは、今後もイベントや町のプロモーションとなる事業などの協力関係を継続してまいります。また北渡島檜山4町地域連携による食と観光の取組や、せたな3大イベントへの助成は継続して実施し、特産品の開発や磨き上げ、販路の拡大を推進し、せたなブランドの確立に向けた積極的な取組を今後も続けてまいります。

温泉宿泊施設の温泉ホテルきたひやまについては、指定管理者制度により、お客様へのサービス向上、コスト削減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努め、懸案となっているヒ素対策については、井戸の新設により対応してまいります。再生可能エネルギーの推進については、再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律）に基づく洋上風力発電の導入促進が進められており、檜山沖が既に一定の準備段階に進んでいる区域として整理されておりますが、檜山管内洋上風力事業推進協議会を中心に、促進区域の指定に向け取り進めてまいります。また2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すため、せたな町地域エネルギービジョンの策定を進め、地域経済の活性化、新しい再生可能エネルギービジネスの創出、災害時のエネルギー供給の確保など持続可能な事業の推進に努めます。また民間事業者による再生可能エネルギーの導入促進については、今後も可能な範囲で協力してまいります。

第3に、自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。

快適な日常生活を送るうえで欠かせない上下水道事業について申し上げます。水道事業については、これまで同様、各施設の適正な維持管理を図り、安心、安全な水の確保、安定した水の供給、健全経営に努めてまいります。

熱源供給事業については、源泉ポンプの点検整備を実施し、安定した温泉の供給を図ってまいります。

下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、下水処理場や各ポンプ所の適正な維持管理を実施してまいります。

上下水道事業会計については、国が示した経営改革推進基本方針を踏まえ、公営企業会計移行に向けた準備をしてまいります。また漁業集落排水施設につきましては、令和4年度からの施設改築更新に向け、実施設計業務を実施し、適正かつ安定した汚水処理に努めてまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金事業や小型家電リサイクル事業を引き続き実施するほか、北部桧山衛生センター組合におけるごみの分別の徹底や資源化、減量化により循環型社会の形成と推進を図ってまいります。

また公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、合併

浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に、消防、防災体制について申し上げます。消防体制については、長磯地区の大成消防団第一分団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新し、火災や災害時における体制強化を図ります。また有事の際には迅速な対応ができるよう日頃の訓練に努めてまいります。

防災行政無線デジタル化整備については、令和元年度から3か年で実施している事業が最終年度となりますので、遅滞なく進めてまいります。

防災体制については、被害を最小限に抑えるためには、自主防災組織の結成、防災活動の推進、避難行動要支援者への避難支援などが重要であると考えますので、自主防災組織に対する支援を積極的に行い、町と地域が協力し防災体制を構築できるよう引き続き、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、河川の整備について申し上げます。北海道管理河川の内水被害対策として、太櫓川、真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、これらの事業が早期完成となるよう今後も道に対して強く要請してまいります。また町が管理する普通河川兜野川においては、緊急浚渫推進事業債を活用した浚渫工事を行い、適正な河川の維持に努めてまいります。このほか過去に内水被害をもたらした河川について、早急な対応を引き続き関係機関に強く要請してまいります。

次に、交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。交通安全対策については、関係機関、団体及び町民の皆様のご協力により、昨年7月に交通事故死ゼロ1,000日を達成することができました。今後も引き続き、街頭啓発や交通安全教育などの取組を推進し、町民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関や団体などと連携しながら交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、引き続き公共施設に防犯カメラを設置し、防犯意識の高揚を図るとともに地域や関係機関等と連携し、子どもや高齢者の安全確保、巧妙化する特殊詐欺などの被害防止啓発に努め、安全で住みよい町づくりを推進してまいります。

また消費者対策については、近年、消費者トラブルは複雑かつ多様化していることから、今後も継続して消費者相談窓口の充実や消費者被害防止の啓発強化に努めるとともに、消費者の安全と安心を確保するため消費者行政の推進に取り組んでまいります。

町有施設の解体については、周辺環境に配慮し、老朽化した旧玉川小学校校舎のほか、用途を終えた施設や町営住宅などを解体することとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策として、特定空家に認定された空家の解体に対する助成を引き続き実施してまいります。

第4に、だれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進、早期完成について、関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の落石防止や雪崩対策などが早期に完成

するよう関係機関に引き続き要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き不動橋の補修工事を行ってまいります。町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の補修や道路排水、除草など適切な維持管理に努めるほか、地域から強い要望のある防雪柵の整備について、社会資本整備総合交付金を活用し整備を推進いたします。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、各町営住宅の状況を確認し、改修工事を実施しながら適正な維持管理に努めるとともに町営住宅等長寿命化計画に基づき、夕陽が丘団地の屋上防水改修工事を実施いたします。また、移住定住人口の確保などを目的とした移住定住促進住宅奨励事業や良質な賃貸住宅の供給を促進するための賃貸住宅整備促進支援事業を継続して実施するほか、経済対策として新たに住宅リフォーム等助成事業を実施し、地域経済の活性化にも期待するところであります。

移住対策については、今金町との2町連携による半島振興広域連携促進事業で、地域の特性を活かした移住体験事業を継続して実施いたします。

地域公共交通については、せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、大成区から北檜山ターミナルまで運行している久遠線の再編に向けたデマンドバス運行の協議を進め、引き続き効率的かつ利用者の利便性を高める公共交通の形成に向けて取り組んでまいります。

第5に、学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。

子どもたちは、本町の未来をつくる力であり次世代へ繋げる希望であります。次代を担う子どもたちが、社会の変化と向き合いながら、豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など、本町の豊かな教育資源を有効活用し、学校、家庭、地域、行政が一体となった学力向上、資質能力の育成の総合的推進が必要であります。そのため、教育委員会との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道徳教育、外国語教育など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。また、地域全体が潤いと活力に満ち、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心豊かな生活が送れるよう、主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。

第6に、みんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

町民の利便性の向上を図るため窓口ネットワーク整備事業を実施し、窓口業務の充実に努めてまいります。また、町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化を図り、引き続き防犯灯の電気料金を助成し、町内会活動を支援してまいります。

出会いや結婚を望んでいる町内の独身男性に、新たな出会いと交流の場を提供する出会いの広場を継続して開催し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。

広域連携事業では、2次医療圏域である北渡島檜山4町で、観光、物産に係る事業展開や誘客促進キャンペーン、スポーツ、文化交流などの取組を継続して進めてまいります。

また令和元年度に友好都市交流協定を結んだ愛知県豊山町とは、愛知地区を中心とした物販や産品交流事業、中学生の派遣事業により交流を図ってまいります。

以上、令和3年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） それではただ今より11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

○議長（真柄克紀君） 次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（小板橋司君） 令和3年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

近年の国際化、グローバル化の進展、情報通信技術の急速な発展、少子高齢社会の進行など、教育を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化してきております。こうした状況の中、これからの教育にあっては、子どもたちがふるさとせたな町に誇りをもち、その未来を支えていける力を培うことはもとより、生涯学習社会においては、全ての町民が生きがいをもって学ぶことができる環境づくりを、学校、家庭、地域、行政が連携、協働し、社会全体で柔軟に取り組むことが求められております。

令和3年度においては、2年目となる第3次せたな町教育推進計画（令和2年度～令和6年度）を基本に、学校、家庭、地域とより一層連携、協力を図り、児童生徒の学力向上をはじめ、体力向上、豊かな心とたくましく生きる力の育成などの取り組みを進めるとともに、町民一人一人が生涯にわたる学びや、ふれあいを拡充できる環境と文化、スポーツに親しむ環境の醸成を図ることが必要などあります。そのためにも、町の教育行政の推進に鋭意努めてまいります。

また新型コロナウイルス感染症対策については、各学校並びに保護者の方々や各種団体などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

それでは、主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。平成29年3月に新学習指導要領が告示され、2年間の移行期間を経て、小学校では昨年度から、中学校では本年度から全面実施となります。

新学習指導要領では、教育基本法の理念を踏まえ、確かな学力、豊かな心、健やかな体の三要素をバランス良く育成することで、子どもたちに生きる力を育むという基本的な考えは変わっておりませんが、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養の資質・能力の育成を目指すことが明記されており、子どもたちの学びを主体的・対話的で深い学びへと改善することが求められております。

学校教育の推進にあたっては、これらの資質、能力の育成に取り組むことで、子どもたちの学びを改善するとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域の中の学校としての役割を發揮し、信頼される学校経営についてであります。子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化する中、複雑化、困難化している教育課題を

解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため、子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、学校運営協議会委員などの外部の声を学校運営に積極的に反映させ、地域と協働して子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりが推進されるように支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。

小中学校においては、新学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力、体力向上に向けた取り組み、職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育や豊かな自然・歴史・文化を学ぶふるさと教育を推進してまいります。また、外国語活動の充実に努めるとともに、各小中学校がコミュニティ・スクールの主旨を活かし、子どもたちが世界や地域社会に目を向け、向き合い、関わりあいながら、これからのよりよい社会を創り出す社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人一人の確かな学力を向上させ、将来の学びを支える学力を定着させると同時に、これからの時代に求められる資質・能力の育成を図ることが重要となります。そのためには、GIGAスクール構想により各学校に整備した1人1台端末を活用し、学習者用デジタル教科書実証事業にも参加するなど、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、家庭学習を含めた望ましい生活習慣の定着と授業改善を学習指導推進の両輪とし、学校、家庭、地域が一体となり取組を推進してまいります。

小学校においては、昨年度より情報活用能力を育成する観点から、プログラミング教育が行われておりますので、引き続きプログラミング教材やICT機器を活用した授業に取り組んでまいります。

北檜山小学校においては、昨年度から実施しております檜山管内では初となる今金小学校と連携した授業改善推進チーム活用事業を引き続き実施し、その成果を町内の各学校に還元し、町内全体の授業改善に取り組んでまいります。

外国語教育については、児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため、外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

4点目は、総合的な学習の時間についてであります。

総合的な学習の時間においては、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、外国語指導助手とのふれあいを通じた異文化交流等を推進してまいります。

5点目は、道徳教育についてであります。

北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用し、旧瀬棚町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実に努めてまいります。また、考え、議論する道徳に向けて、授業改善と充実に努めるとともに、参観日等での道徳の授業公開をしてまいります。

6点目は、生徒指導についてであります。

生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取組を進めてまいります。

いじめや不登校などへの取組については、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。またスクールアドバイザーを学校等に派遣し、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者及び教職員に対する心のケア、指導、助言等の支援を引き続き行ってまいります。

携帯電話やスマートフォンの所持率が小学生でも増加しており、家庭等におけるインターネット環境も普及していることから、ネットトラブル等について関係機関との連携強化に努め、危険性について子どもたちに指導するとともに、教育委員会が示したスマートフォンやゲーム機等の使用に関する基本的なルールを基に、家庭でのルールづくりを進めるなど、保護者への啓発に努めてまいります。

7点目は健康、安全教育についてであります。

学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取組が進められておりますが、今後は、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。

食育については、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定し、積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど、食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故や災害などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察など関係機関と連携を図り、交通安全教室、防災教室など各種教室を開催し、危機対応能力などを身につける安全指導の充実に努めてまいります。

8点目は、特別支援教育の充実にについてであります。

特別支援教育については、保育所、認定こども園、小中高等学校、せたな町教育支援委員会やせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関との連携のもとに、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また、小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置するなど、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。

9点目は幼児教育についてであります。

幼児教育については、認定こども園や保育所と連携し、園児一人一人の発達段階や特性を踏まえ、遊びや様々な体験を積み重ねていく中で、基本的な生活習慣や自立性、協調性、人と関わる力が身につくよう教育活動を支援してまいります。また認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学习を年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。

10点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人一人の資質能力を高める指導を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまい

ります。また教職員が不祥事によって地域社会からの尊敬、信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

1 1点目は、教育環境の整備についてであります。

令和3年度は改修工事として、瀬棚中学校屋内消火栓設備改修工事及びトイレ改修工事、大成中学校体育館外壁水切り等改修工事、学校給食センター給水管更新工事及び炊飯ライン機材購入事業等を予定しております。このほか、緊急性や重要性を考慮しながら安全な教育施設の維持管理に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人一人が自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。

1点目の乳幼児教育についてであります。

少子化や核家族化が進むなか、安心して子育てができる環境を整えるため、ボランティア団体等と連携し、ブックスタート事業、絵本の読み聞かせなど、親子のふれあい事業を実施してまいります。またボランティアの育成や研修を充実させ、体制の整備に努めてまいります。

2点目の青少年教育についてであります。

子どもたちが様々な体験を通じて連帯感、協調性、社会的応力を身に付けることを目的に、ネイパル森での自然体験事業やふるさと学習を実施してまいります。また、あさかつ事業やイングリッシュキャンプの開催など、将来の可能性を育む学習機会の提供に努めてまいります。

3点目の成人教育についてであります。

成人期は、社会人として家庭や地域、職場などで中心的な役割と責任を担う時期であります。多様なニーズに対応した学習機会の提供や、気軽に参加できる体験講座を開催するほか、若者を中心とした集い、交流事業についても継続してまいります。また家庭の教育力を充実させるため、家庭教育に関する支援やボランティアの育成を進めてまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。

高齢者が健康で元気に生きがいを持って生活ができるよう高齢者大学を中心として、多様な学習機会の提供や異世代交流事業並びに学習活動の支援充実に努めてまいります。

5点目の読書活動の推進についてであります。

せたな町子どもの読書推進計画を基本に、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校に学校図書室支援員を派遣し、学校図書室の環境を充実させ、読書習慣の推進に努めてまいります。また各図書施設につきましては、蔵書資料の充実、読書活動の推進を図り、町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めてまいります。

6点目の芸術、文化についてであります。

町民が心豊かに、より創造的で文化的な生活が営めるよう、文化講演会、芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化協会と連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体等への支援を行うとともに、町民文化祭など、誰もが気軽に参加できる環境づくりに努めてまいります。

本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し、文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

7点目のスポーツの推進についてであります。

町民一人一人が、それぞれのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。子どもたちの運動能力の基礎を培うため、スポーツの楽しさを実感できる各種スポーツ教室や北海道のプロチームやプロ選手によるスポーツアカデミー事業を実施し、子どもたちの体力、技術の向上を図ってまいります。また障がい者スポーツの体験会を実施し、障害等を問わず広く町民がスポーツに参画できる環境づくりを進めてまいります。

町民プールについては、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした、各種水泳教室や水中運動講座を実施するなど、プール施設の利用拡大に向けた事業を進めてまいります。

海洋スポーツについては、B&G海洋クラブや指導者会と連携し海洋スポーツの普及に努めるとともに、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを実施し、地域の身近な教育資源を活用したふるさと学習の推進や、小学生を対象とした着衣泳の実施など水辺の安全に関する学習機会の提供に努めてまいります。

8点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。

令和3年度は、大成スキー場ワイヤーロープ交換、生涯学習センター換気扇の修理等を予定しております。施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和3年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げます。

変化の激しい社会の中で、せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら学びやスポーツが楽しめるまちを基本目標に、教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（真柄克紀君） 次に議案第1号から議案第11号まで並びに議案第28号、議案第32号及び議案第33号の14件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは提案理由を申し上げます。上程をいたしました議案第1号から議案第11号までの11件につきまして予算概要を一括して説明を申し上げます。

まず議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算の総額は82億3,440万9,000円でございます。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。1款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上をいたしました。

2款総務費では、ふるさと応援寄附金返礼品、行政ネットワーク用パソコン購入、町有施設解体工事、大成町民センター耐震改修工事、住宅リフォーム等助成金などにかかる経費について計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費、老人ホーム運営費などにつきまして計上をいたしました。

4款衛生費では、各種検診にかかる経費やインフルエンザワクチンなど予防接種にかかる経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上いたしました。

5款労働費では、渡島桧山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や草地畜産基盤整備事業費負担金、優良家畜導入事業補助金、西兜野排水機場改修事業負担金、町有林保安林伐採造林工事、トラウトサーモン海面養殖試験事業補助金などについて計上いたしました。

7款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉ホテルきたひやまの指定管理料、希釈用井戸新設事業に係る経費などについて計上いたしました。

8款土木費では、源泉施設点検整備などの熱源供給施設管理費、町道等除排雪業務などの道路維持費、町道橋長寿命化修繕事業などの地方道改修事業、定住促進住宅改修事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9款消防費では、桧山広域行政組合消防費負担金のほか、防災対策として、防災行政無線デジタル化整備事業、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。

10款教育費では、若松小学校閉校記念式典事業、瀬棚中学校屋内消火栓設備改修など、学校施設整備に係る経費、社会教育及び保健体育にかかる経費などにつきまして計上をいたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子など償還金につきまして計上をいたしました。

12款職員給与費では、特別職3人、一般職140人の給料、諸手当など職員給与費にかかる経費、会計年度任用職員にかかる給与費などを計上いたしました。

13款災害復旧費では、町道がんび岱幹線災害復旧工事を計上いたしました。

一方、歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では、国の地方財政計画に基づき普通交付税、特別交付税合わせまして44億8,201万5,000円を見込み計上をいたしました。

町債につきましては、臨時財政対策債など14件の借入れを計上いたしまして収支の均衡を図ったところでございます。

次に議案第2号でございます。令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は12億9,069万8,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの経費を計上してございます。

議案第3号令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億6,389万2,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第4号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億5,087万4,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上しております。

議案第5号令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計の総額は6,048万9,000円で、

デイサービスセンター事業費や介護予防支援事業などの経費を計上してございます。

次に議案第6号令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億811万7,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備事業などの経費を計上してございます。

議案第7号令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計の予算総額は1,903万7,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上しております。

議案第8号令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は3億9,141万5,000円で、下水道施設の維持管理経費や下水道新設工事などの経費を計上してございます。

議案第9号令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は2,205万2,000円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上してございます。

議案第10号令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は4,134万円で、風力発電施設の維持管理経費などを計上しております。

次に議案第11号令和3年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収入及び支出ともに12億4,470万6,000円、資本的収支の収入は2,078万5,000円、支出につきましては4,095万5,000円を計上したものでございます。

次に議案その2の33ページでございます。議案第28号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

同じく議案その2の59ページでございます。議案第32号指定管理者の指定についてであります。せたな町障害者グループホームのぞみの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものでございます。

同じく議案その2の61ページでございます。議案第33号指定管理者の指定についてでございます。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものでございます。

以上、予算議案11件、一般議案3件につきまして一括して提案理由を申し上げました。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

ただ今議題となっております14件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第11号まで並びに議案第28号、議案第32号及び議案第33号の予算関連議案は議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これに、ただ今議題としている14件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。
ここで予算審査特別委員会は、別室におきまして正副委員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時54分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に平澤等君、副委員長に横山一康君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案審議に入ります。

◎日程第6 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第12号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって吉田実議員の退場を求めます。

（吉田議員退場）

○議長（真柄克紀君） 続いて提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から9,046万7,000円を減額し、補正後の予算総額を100億1,987万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、社会福祉基金、生活交通確保対策基金、公共施設整備基金への積立金や担い手確保・経営強化支援事業補助金など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、継続費の変更1件、繰越明許費の設定1件、債務負担行為の追加1件、地方債の追加1件、変更7件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1、8ページ、第2表継続費補正から説明いたします。継続費の変更でございます。令和元年度から令和3年度までの継続事業であります。防災行政無線デジタル化整備事業について事業費の精査により、令和2年度、令和3年度の年割額をそれぞれ記載の額に変更するものでございます。

次に9ページでございます。第3表繰越明許費の設定1件でございます。6款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の第3次補正予算により実施する事業でございます。今回補正をお願いしているものでございます。後ほど歳出でご説明いたしますが1、248万円を翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に10ページでございます。第4表債務負担行為の追加1件でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給につきましては、令和2年度に借入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給でありまして、令和3年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。

次に11ページでございます。第5表地方債の補正でございます。追加する減収補填1、299万8,000円については、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。また変更の雪寒機械更新事業など7事業について事業費の精査による限度額の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。すでにお目通しをいただいているものと思しますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思っております。また年度末を控えての補正でございますので、執行経費及び執行残の精査の説明は省略させていただく場合がございますので、ご了承くださいようお願いいたします。

歳出から説明いたします。補足資料の6ページでございます。議案その1では31ページから69ページまでとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,807万2,000円の減額でございます。10節需用費、修繕料の128万7,000円の追加は、支所化に伴い総合支所から支所へ名称変更になることから看板及び石碑の修繕をお願いするものでございます。また17節備品購入費では、本庁舎の給茶機が故障したため70万9,000円の追加をするものでございます。6目基金管理費では1億7,740万5,000円の追加をお願いするものでございます。24節積立金では、ふるさと応援寄附金及び基金運用収入の精査により各基金をそれぞれ補正するものでございます。また基金が減少している社会福祉振興基金に5,000万円、生活交通確保対策基金に1億円、公共施設整備基金に5,000万円の積立てをお願いするものでございます。14目新型コロナウイルス対策費108万円の追加は、介護施設等の新規入所者へのPCR検査及び介護施設等の従事者、医療従事者への抗原検査に係る費用の補正でございます。

資料の7ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費468万2,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金では、社会福祉法人大成慈恵会で実施予定でありました浴室改修事業が令和2年度中の事業遂行が困難であることから、補助金交付の取下げ

に伴い特別養護老人ホーム大成長生園浴室改修事業補助金344万8,000円の減額でございます。8目生活支援ハウス管理費51万7,000円の追加をお願いするものでございます。10節需用費では、せたな生活支援ハウスかざみどりの暖房用の配管から漏水しているため、暖房給水用シスターン及び暖房用三方弁の取替修繕76万7,000円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,821万9,000円の減額でございます。27節繰出金では、不採算分等の精査による病院事業会計繰出金1,443万6,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金202万4,000円の減額、営農用水道等事業会計繰出金81万6,000円の減額は、施設の維持管理等経費の精査によるものでございます。

次に資料の8ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費679万円の追加をお願いするものでございます。18節負担金補助及び交付金では、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,248万円を追加するものでございます。この事業は、令和2年度、国の第3次補正で農産物の輸出に向けた取組など、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械、施設の導入に支援する事業でありまして、このたび事業採択となりましたので繰越事業として補正をお願いするものでございます。6目農業センター費では、10節需用費、修繕料として、農業センターのガラス温室に設置してある自動換気装置が故障したため、操作盤の取替え及び屋根部分のガラスの入替修繕72万円を追加するものでございます。7目農業施設管理費では、10節需用費、修繕料として、ふれあいプラザの避難口誘導灯取替及びステージ階段の修繕25万1,000円を追加するものでございます。2項林業費、1目林業総務費、7節報償費では、エゾシカの捕獲頭数の増によるエゾシカ捕獲報償金115万2,000円の追加をお願いするものでございます。2目林業振興費では、18節負担金補助及び交付金で、搬出材の増による森林資源有効活用搬出支援事業補助金150万円を追加するものでございます。

7款1項ともに商工費、2目観光振興費、12節委託料では、事業中止により映画上映会、講演会業務の減額でございます。

次に資料の9ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節使用料及び賃借料では、排雪によるダンプ等の借上料として95万2,000円を追加するものでございます。4項港湾費、1目港湾管理費、10節事業費では、水産物荷捌所の破損している防護柱の修繕及び荷捌所周辺の舗装修繕40万1,000円を追加するものでございます。

9款1項1目ともに消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金877万6,000円の減額でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書(第2回)でご確認いただけますが、人件費の精査による消防署経費分716万5,000円の減額、執行経費等の精査による消防団経費分117万6,000円の減額、事業の精査による消防施設経費分43万5,000円の減額でございます。3目防災行政無線管理費では、事業費の精査に伴い、年割額の変更による防災行政無線デジタル化整備工事の4,207万5,000円の減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅管理費、10節需用費では、教員住宅の修繕料53万円の追加でございます。2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料では、利用回数等が増えたことに伴い、スクールハイヤー使用料50万円を追加するものでございます。

次に資料の10ページでございます。3項中学校費、2目教育振興費では、中体連檜山全道大会の開催中止に伴い、中体連参加事業補助金487万4,000円の減額でございます。

次に11款1項ともに公債費、1目元金では、利率見直しによる当該年度の元金償還の精査に伴い、長期債元金60万4,000円の追加、2目利子では、利率見直しによる利息の精査により長期債利子497万8,000円の減額でございます。

これらに係る主な歳入であります。資料の1ページからでございます。議案その1では15ページから30ページまでとなります。

1款の町税につきましては、1項町民税、1目個人、所得割では、給与所得及び農業所得等の精査により990万円の追加、2項固定資産税では、現年課税分で家屋及び償却資産の精査により630万円の追加でございます。

7款1項1目ともに地方消費税交付金につきましては、当初見込額より交付額が増えたことによる5,500万円の追加でございます。

10款1項1目ともに地方交付税につきましては、財源調整のため普通交付税3億671万2,000円の追加、特別交付税7,000万円の減額でございます。

次に2ページでございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で、入退所及び階層区分変更による老人福祉施設入所費用徴収金310万4,000円の追加でございます。3目総務費負担金では、派遣職員分の人件費精査として渡島・檜山地方税滞納整理機構派遣職員負担金467万3,000円の追加でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では、強い農業づくり事業（担い手確保・経営強化）補助金1,248万円の追加は、担い手確保・経営強化支援事業補助金に充当するものでございます。

次に3ページでございます。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整分1億3,082万2,000円の減額、不採算分の精査として、病院事業会計繰出金充当2,190万2,000円の減額、財源精査によりプレミアム付商品券発行事業補助金充当1,342万5,000円の減額、休業要請協力支援金充当1,100万円の減額でございます。2目減債基金繰入金から、次の4ページの10目森林環境譲与税基金繰入金までにつきましては、事業費精査や財源精査によりそれぞれ補正をするものでございます。

19款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金5,150万円の追加でございます。

20款諸収入、4項1目ともに備荒資金支消金では、財源精査により1億円を減額するものでございます。

21款1項ともに町債、1目総務債では、令和2年度の普通交付税算定額から大幅に減収となった地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、たばこ税について減収補てん債1,299万8,000円を追加するものでございます。2目土木費から次の5ページの4目合併特例債までの7事業につきましては、それぞれ事業費の精査による減額でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大湯議員。

○7番(大湯圓郷君) 補足資料の7ページの老人福祉費、特別養護老人ホーム大成長生園の浴室改修事業ですけれども、これは令和2年度中に改修ができなかったということですのでけれども、この原因と、それと今までの浴室で大丈夫なんですかということをお聞きします。

よろしくをお願いします。

○議長(真柄克紀君) 樋口課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 議員のご質問の長生園の浴室改修事業の関係でございますが、この事業につきましては、競争入札で実施する予定でしたが、作業員の確保ができないなどの理由から指名業者から辞退の申出がありまして、2度にわたりまして入札執行が出来なかったもので、期間的なこともありまして令和2年度中の事業遂行は困難ということでの申し出があったところでございます。また現在の施設の部分でございますが、やはりタイル等が剥がれたりしてきている部分がございます。その辺については極力職員が気をつけて入浴にあたること、またデイサービスセンターが併設されておりまして、そちらのほうにも入浴機器がございますので、そちらのほうも活用しながら努めていくということで対応していくということでお話を聞いてございます。

○議長(真柄克紀君) 大湯圓議員。

○7番(大湯圓郷君) 今のお話聞きますと入札関係業者が働き手が無いので、この工事がやれないというようなことなんですよ。入札業者が入札に対応できなかったから2年度中に改修工事が出来ないということなんですけども、あちこちの施設を利用するという方法をお聞きしましたけれども、そういうことってちょっと利用者にしてみれば大変なんじゃないでしょうか。長生園の中の浴室を利用してることなんですか。

○議長(真柄克紀君) 樋口課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) まず現在この計画をした場所につきましても、利用は可能でございますが、タイル等も剥がれてきたりしている関係もありまして、今回工事等をしようということで計画したところですが、それが今年度そういう理由で出来ないということで、改めて今後3年度に計画をしていきたいということでございます。その場所につきましては、極力そのタイル等の剥がれたりするのを気を付けながら職員が入浴させるということと、また併設されております中に同じような機械浴がございますので、そちらも利用しながらなるべく利用者に不便をかけないように取り進めていくということでございます。

○議長(真柄克紀君) 大湯圓議員。

○7番(大湯圓郷君) わかりましたけれども、この修繕は令和3年には改修するんでしょうか。それでまたそのうち工事する関係者がまた2回の入札で落札出来ないっていうことになると、どの業者かわかりませんが、そういうようなことになれば、ますます遅れてくるということになるんじゃないでしょうか。

○議長(真柄克紀君) 樋口課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 私の説明も悪かったと思いますが、この2年度できなかった部分の作業員の確保ができなかったなどの理由があるということでございました。あと3年度におきましても、改めて計画していきたいということで聞いておりますが、いずれにしましても理事会のほ

うに諮って協議をして、その辺取り進めることになろうと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

橋本委員。

○4番（橋本一夫君） 補足資料の8ページ、農林水産業費の林業費のエゾシカ捕獲報償金、これは令和2年度全体で何頭分か、そして報償に係る頭数が幾らかをお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 水産林務課長。

○水産林務課長（八木忠義君） 4日の昨日時点で今年度161頭のエゾシカを捕獲しております。これは統計取った中でも過去最高値となっております。補正の部分は国の事業の補填をしながらです、今回は170頭分の補正をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 私は補正関係については特にはないですけど、ただ今年度、令和2年度はやはり本当にコロナの影響によってほとんどの事業、いろいろなできない事業という中での減額補正の精査がされております。それによって基金が大分元に戻すという結果になってきているのかなということで、この数字を見ると思います。財調だとか基金関係が町の持ち出しが進んだということなんですけれども、コロナの影響によって町の事業というものが、どのような影響があったのかということの、その全体にわたってのそういった影響に及ぼしたものの達成度と言いますか、それについてどのような町の本来やるべきだった事業についてのことがそういう事由によって、そして基金の活用も減ったということの中で、どのような影響がトータル的に町にとってあったのかということをお伺いしたいと思います。そしてまた基金がこのように元に戻したことによって、トータル的に現在の段階で、どのような数値に暫時なるのかということ。このあとおそらくコロナ関係の国から来てる交付金ありますよね。これについての精査というものがこれからされるのかと思うんですけども、この関係ってのは今回全然精査されておりません。それについての考え方を含めて答弁お願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員にまずお聞きしますけれども、この予算案自体は、先ほど1番最初に問題ないという話ししましたよね。ただ、今のコロナの予算等については、コロナの委員会のほうでこれから補正も含めて精査するというので今作業してると思うんです。だからこの段階の中で答えられる範囲のことは町側に答えさせますけど、現状ではそういうことだご理解ください。いいですか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） いやいやそれはだからわかってます。ですから今の段階でその辺の考え方をきちんと説明していただかなければ困るのでないかという話をしたわけです。私たちはその辺は聞いてませんので。このあとの段階で委員会開いてやりますよということで、最後そういう精査した中で町の最終的な決算が決まるもんだらうというふうに私は思いますけども、その辺のきちんとした説明をすべきでないかということから申し上げたところです。

○議長（真柄克紀君） 重ねて、それは特別委員会の中できちんと議論するという形で、今後、会

期中にできればやりたいという形で調整してるのが現状なんです。だからこの予算案とその辺はきちんと、今の補正予算と分けていただいてそこに質問するとやっぱり違う形の質問となると思うんです。その辺は最低限、今、町が答えられる範囲のことは答えさせますけど。

どうですか副町長、町長、まだ検討中ですか。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） コロナ対策の関係につきましては、国からの交付金に対する事業のことだというふうに思うんですけれども、1次、2次の事業につきましては特別委員会の中でも、執行状況を年前だったと思うんですが状況を報告させていただきました。それで今、1次、2次の事業費の精査というのをやっていますので、これはそういったものができ上がりましたら特別委員会の中でまた説明をしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） いやそれはわかりますよ。それは今言ったようなことでのお答えで私は了承します。前段の中で、結局こういういろいろな面での精査によって町の事業の影響というのはどうなのかということ、それをちょっと答えていただきたい。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） コロナの影響によっての事業の執行ということでございますけれども、例えば基金繰入につきましては、これは事項別明細書の26ページから27ページを見てくださいと分かるんですが、それぞれ事業費精査ということで今回減額をさせていただいているところでございます。そして追加で積み立てるというものにつきましては、将来にわたり必要な財源を確保したいということで積み立てをさせていただくと。それと具体的にコロナの影響となりますと3密を防ぐというようなことから、各種会議の中止、それに伴って行事イベントこういったものも中止になってございますので、そういったものについては影響がありますし、補助金で支出してるものについては、減額精査とこういったことになってるところでございます。ちょっと非常にぼやっとした答弁になるかもしれませんが、そういう状況でございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） 補正自体についてはご意見ございません。ですがわからない点があるので教えていただきたいと思います。今の説明資料の中の6ページでございます。基金管理費の項目があるんですが、その項目の説明の中にそれぞれあって、1番最後に社会福祉基金5,000万円、生活確保に1億円、公共に5,000万円積立って書いてあるんですが、その積立金額の額とここで、この金額とはちょっと違う数字が出てるっていうふうなことなんで、この金額積み立てすることに異存はないんですけども、この数字が上に書いている金額と違う、その理由を説明していただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 平澤議員の質問にお答えします。ちょっと理解しづらいような文書の書き方だと思うんですけども、一応、今回の予算でふるさと応援基金の寄附金これも各基金に充当

することになってます。このふるさと応援基金が思ったより当初見込みの額が少ないということがあって、当初予算計上していたふるさと応援基金部分の繰入額を減らした部分と、今回、社会福祉基金に5,000万円、それと生活交通確保対策基金に1億円、それと公共施設整備基金5,000万円と、一般財源のほうでは5,000万円積み立てしてるんですけども、ふるさと応援部分の本来積立てする部分の減額と合わせて、その分の減額で金額が社会福祉基金では4,882万3,000円と、この170万の額っていうのがふるさと応援基金部分の本来ある部分が減額になった部分と、それを差引いて基金の積立ということになってます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） よくその意味わかります。であれば私はここの1番下の括弧書きのところに、そういった割り振りした金額を書くのが1番わかりやすい書き方なんです。こういうふうにすればこの差額どこに行ったんだろうっていらぬことを考えてしまいます。そういった点で書き方にはこれからも配慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 紛らわしいような、ちょっと理解できないような書き方なので、今後は、この辺の積立金の額のほうも改めて検討したいと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了します。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

吉田議員の入場を許します。

（吉田議員入場）

◎日程第7 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第13号令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算

の総額から7,031万1,000円を減額し、補正後の予算総額を12億4,608万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それでは議案書の78ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で67万7,000円の減額と、3項1目ともに運営協議会費で12万7,000円の減額は事務費の精査によるものです。

79ページをご覧ください。2款1項ともに保険給付費、1目療養諸費から4目出産育児諸費までの計9,262万6,000円の減額は、療養給付費などの精査によるものです。

3款1項1目ともに国民健康保険事業納付金では財源振替をお願いするものです。

80ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費で217万4,000円の減額と、2項保健事業費、1目保健衛生普及費で4万2,000円の減額は事業の精査によるものです。2目疾病予防費で28万6,000円の追加は、国保加入者のインフルエンザ予防接種者が見込みを上回ったことによるものです。

6款1項1目ともに基金積立金では26万1,000円を減額するものです。

81ページをご覧ください。8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金で2,531万円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから病院会計へ繰り出すものです。

これに伴う歳入でございます。75ページをお開き願います。主なものを説明いたします。1款1項ともに国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で1,947万円の減額は、高額所得者が個人経営から法人経営となり国保から離脱したこと、新型コロナによる減収のため保険税を減免したことなどにより、当初見込みを下回ったことによるものです。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で7,161万3,000円の減額は、保険給付費の見込みなどによるものでございます。

76ページをお開き願います。5款繰入金、2項1目ともに基金繰入金で1,864万5,000円の追加は、国民健康保険事業納付金に充当するものでございます。

8款国庫支出金、1項1目ともに国庫補助金で157万1,000円の追加は、新型コロナによる減収のため保険税を減免したことにより、災害等臨時特例補助金として交付されるものでございます。以上により収支の均衡を図ったものでございます。

これで説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長(真柄克紀君) 日程第8、議案第14号令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に281万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,657万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口善秋君) それでは議案書の87ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で34万3,000円の減額と、2項1目ともに徴収費で61万円の減額は事務費の精査によるものでございます。

88ページをお開き願います。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で406万6,000円の追加は、保険料等負担金の精査によるものでございます。

3款1項ともに保健事業費、1目疾病予防費で29万円の減額は、保健事業の精査によるものでございます。

4款1項ともに諸支出金、1目保険料還付金では1万2,000円を減額するものでございます。

これに伴う歳入でございますが86ページをお開き願います。主なものでございますが1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料で406万6,000円の追加は、調定見込みによるものでございます。

3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で95万1,000円の減額は、事務費の精査による繰入金の減額であります。以上により収支の均衡を図ったものでございます。

これで説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第15号令和2年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,241万円を減額し、補正後の予算総額を10億6,254万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、保険給付費の各種介護予防サービス給付費負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の96ページ歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものでございます。はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費95万8,000円の減については、人件費及び実績による精査並びに入札執行残の減でございます。また3項介護認定審査会費、2目認定調査費200万2,000円の減については実績による精査であります。

次に97ページで、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費204万5,000円の追加につきましては、各サービス給付費負担金の実績による精査であります。

次に3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費から100ページまでの3項包括的支援事業、任意事業費までにつきましては、人件費及び実績による精査並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査であります。

次に4款1項1目ともに基金積立金では、利息といたしまして1万9,000円の追加であります。

これに伴う歳入でございますが93ページをご覧ください。主なものといたしまして、1款保険料から94ページの5款道支出金までにつきましては、事業精査に伴う増減でございます。

次に95ページで、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で557万8,000円の減、3目その他一般会計繰入金で297万9,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金で52万4,000円の減。

9款諸収入、3項1目ともに雑入で90万8,000円を減じまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第16号令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から80万7,000円を減額し、補正後の予算総額を5,906万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、介護予防プラン作成業務の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の105ページ歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものでございます。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費62万2,000円の減につきましては、実績等による精査及び新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業費の精査であります。3項1目ともに介護予防支援事業費6万1,000円の追加につきましては介護予防プラン作成業務の精査であります。

106ページになります。4項1目ともに居宅介護支援事業費24万6,000円の減につきましては人件費等の精査であります。

これに伴う歳入であります。104ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で403万2,000円の減、2目介護予防サービス計画費収入で29万3,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入で22万3,000円の減、2項1目ともに自己負担金収入では58万9,000円の減。

2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で433万円を追加し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 104ページの通所介護サービス事業収入403万2,000円の減と、これはおそらく自宅での自粛ということの影響によるものなのか、それによってどのぐらいの方が減ったのか、その辺、わかっている範囲で説明願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

稲船福祉係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（稲船奈穂子君） 道高議員の質問にお答えします。せたなデイサービスセンターの介護報酬の請求により入る収入になるんですけども、定員のほうが15名のところ利用者が1日当たりの平均7、8人ということで、利用者の減少により収入のほうを減額させていただいております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 1日7人、15人ところで約半分、半分しかなかったと。これによる影響というのはどうですか。要するにこの半分の利用によってのこの介護のサービスを受けなかったことによっての影響というのは、その辺はどのように考えてますか。

○議長（真柄克紀君） 稲船係長。

○瀬棚総合支所福祉係長（稲船奈穂子君） 道高議員の質問にお答えします。今年度は、1日当たり7、8人の利用にはなっているんですが、ちょっとコロナウイルスの感染症の影響にもより利用者の減少もあったことによる減額が大きいです。来年度に向けても各事業所のケアマネさんにも、利用される方の勧奨なども含めて進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 本当にそういう自粛、自粛でデイサービスに通いたくても通えないという中でのそういうことだと思います。ですからおそらくこれからもアフターウィズコロナという中でなかなか高齢者にとっては、そういう多人数の中に出るとなるとそういうのがブレーキのかかるような状況だと思うんですけども、そこはこの半分で無いように受け入れる団体の環境整備をしたり、そういう体制を取ってこの原因とならないようにそういう場に来て過ごしてもらえるような工夫といえますか、そういうものはしていく必要があるのかなと、新年度向けです。そのことを一つお願いしたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 樋口課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ただいまの議員のお話にありましたように、今後その辺につきましても事業者の方と十分話し合いをしながら取り進めしていきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時09分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第17号令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,974万5,000円を減額し、補正後の予算総額を3億3,388万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査のほか、施設の修繕料の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案書の112ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額97万4,000円の増であります。主なものとして26節公課費で消費税及び地方消費税納付額の増でございます。次に2目維持管理費、補正額1,943万3,000円の減でございます。各節の事業精査及び入札執行残の精査であります。15節原材料費では75万円の追加で配水管補修用資材の購入に係る経費の追加をお願いするものであります。次に3目委員会費、補正額9万8,000円の減及び次の113ページにまいりまして、2項営業外費用、2目基金積立金、補正額5万2,000円の減につきましては、各節の精査によるものであります。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額113万6,000円の減であります。12節委託料、14節工事請負費については、入札執行残による精査であります。10節需用費修繕料では80万円の追加で、瀬棚区及び大成区の配水管漏水修理に係る経費の追加をお願いするものであります。

ページ戻りまして110ページ歳入であります。1款事業収入、1項営業収入、1目水道使用料、補正額165万9,000円の減につきましては、給水世帯数の減少などに伴う現年使用料の減であります。次に2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額5万2,000円の減は基金利息で簡易水道事業基金運用収入であります。2目他会計繰入金、補正額222万3,000円の減は一般会計繰入金であります。4目その他営業外収入、補正額1,467万5,000円の減については簡易水道事業基金繰入金であります。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額19万9,000円の追加は一般会計出資金であります。次に2項1目ともに繰越金、補正額60万1,000円の追加は前年

度繰越金であります。

111ページでございます。3項1目ともに雑収入、補正額193万6,000円の減は、瀬棚簡易水道配水管布設補償費の精査によるものであります。以上歳入歳出からそれぞれ1,974万5,000円を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第18号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第18号令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から106万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1,523万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案書の119ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額30万円の減であります。26節公課費で消費税及び地方消費税の減でございます。次に2目維持管理費、補正額77万2,000円の減は、各節の精査であります。15節原材料費については20万円の追加で配水管補修用

資材購入に係る経費の追加をお願いするものであります。次に2項営業外費用、1目基金積立金、補正額4,000円の追加は、営農用水道等整備基金積立金であります。

ページ戻りまして118ページ歳入であります。1款事業収入、1項営業収入、1目水道使用料、補正額25万6,000円の減につきましては現年使用料の減によるものであります。次に2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額4,000円の増は基金利息であります。次に2目他会計負担金、補正額81万6,000円の減は一般会計負担金であります。以上歳入歳出からそれぞれ106万8,000円を減額し、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第19号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第19号令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,705万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億853万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして地方債の変更3件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書123ページでございます。第2表地方債補正変更です。起債の目的、下水道事業(公共)につきましては、北檜山区の下水道整備にかかる起債でありまして、限度額1,400万円から20万円を減額し1,380万円に変更するものであります。

次に起債の目的、下水道事業(特化)につきましては、大成区の下水道整備にかかる起債でありまして、限度額1,270万円から520万円減額し750万円に変更するものであります。

次に起債の目的、公営企業会計適用事業債につきましては、公営企業会計移行業務に係る起債でありまして、限度額1,330万円から50万円減額し1,280万円に変更するものであります。これらの変更理由につきましては、入札執行に係る減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については、いずれの事業も変更はございません。

続きまして127ページ歳出について説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額368万6,000円の減であります。各節の精査であります。主なものは26節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減であります。次に2目管渠費、補正額45万5,000円の減は各節の精査であります。10節需用費、修繕料において64万1,000円の追加は、町道部分のマンホール補修に係る経費の追加をお願いするものであります。次に3目処理場費、補正額361万2,000円の減は、こちらも各節の事業所精査であります。10節需用費、修繕料において汚水処理用の脱水機の修理にかかる経費50万円の追加と128ページ、12節委託料では、し尿受入槽清掃業務として54万1,000円の追加をお願いするものであります。次に2項営業外費用、1目支払利息、補正額18万8,000円の減及び2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額911万5,000円の減は、各節の事業精査及び入札執行残の精査によるものであります。

これに対する歳入ですが125ページをご覧ください。1款事業収入、1項営業収入、1目下水道使用料、補正額80万円の減額は、現年使用料の精算によるものであります。次に2目その他営業収入、補正額170万8,000円の減は、2節負担金で、し尿汚泥受入量の減によるし尿処理施設維持管理費負担金の減によるものであります。続きまして2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額805万8,000円の減は一般会計繰入金の減によるものです。次に2目その他営業外収入、補正額312万5,000円の増は、2節消費税及び地方消費税還付金で事業精査によるものであります。次に3項1目ともに町債、補正額50万円の減は、公営企業会計適用事業債の減によるものであります。

続きまして126ページをご覧ください。2款資本的収入、1項1目ともに町債、補正額540万円の減は、公共、特環の各事業精査による下水道事業債の減によるものであります。次に2項1目ともに他会計出資金、補正額32万5,000円の減は一般会計出資金の減によるものであります。次に3項1目ともに補助金、補正額353万1,000円の減は、国庫補助金で事業精査による社会資本整備総合交付金の減であります。次に5項分担金及び負担金、1目分担金、補正額14万1,000円の増は現年度分担金であります。以上歳入歳出からそれぞれ1,705万6,000円を減額いたしまして収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第20号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第20号令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から40万円を減額し、補正後の予算総額を1,103万9,000円とするものでございます。

その内容でございますが、施設の維持管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案書135ページでございます。歳出からご説明いたします。

1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額30万円の減は、13節使用料及び賃借料で清掃車両等借上料の減であります。次に3目処理場費、補正額15万5,000円の増は、10節需用費、修繕料で太田、太櫓地区の各排水処理施設修理にかかる経費の追加をお願いするものであります。

続きまして2款資本的支出、1項1目ともに建設改良費、補正額25万5,000円の減は、12節委託料で入札執行残による減であります。

次にページ戻りまして134ページ歳入であります。1款事業収入、1項営業収入、1目排水施設使用料、補正額13万円の減は現年使用料の減であります。次に2項営業外収入、2目他会計繰

入金、補正額1万5,000円の減は一般会計繰入金であります。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額15万9,000円の減は一般会計出資金であります。2項1目ともに補助金、補正額9万6,000円の減は事業精査による国庫補助金の減によるものであります。以上歳入歳出からそれぞれ40万円を減額いたしまして、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第21号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第21号令和2年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から15万4,000円を減額し、補正後の予算総額を4,909万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の修繕料や消費税及び地方消費税の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それではご説明申し上げます。議案書の141ページの歳出からです。

1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で15万4,000円の減でございます。

10節事業費は、風車のケアポンプ故障などによる修繕料で183万円の追加で、11節役員費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、24節積立金、26節公課費につきましては事業費精査によるものでございます。

これに対する歳入ですが140ページでございます。2款1項1目とも繰越金は前年度繰越金で59万9,000円の追加でございます。

3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入は146万6,000円の追加です。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目風力発電事業基金繰入金につきましては、各修繕及び一般管理費への充当を減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第22号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第22号令和2年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、給与費及び経費の追加、材料費や研究研修費の減額などについて、収入では、その他医業収益で感染症病床確保促進事業費補助金などについて補正をお願いするものでございます。

また資本的収支の収入では、一般会計出資金の精査、国民健康保険直営診療施設整備補助金などについて、支出では、医療機器購入の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それではご説明いたします。はじめに議案その1の154ページですが、せたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明申し上げます。

1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費894万2,000円の追加は、人件費の精査によるものでございます。続きまして2目材料費583万9,000円の追加は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございますが、1節では薬品費200万2,000円の減額、2節診療材料費784万1,000円の追加をお願いするものでございます。続きまして3目経費では1,348万2,000円の追加、各種経常経費や委託料など、いずれも実績による精査でございます。

これらに対します収入は151ページにお戻り願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益の8,043万9,000円の追加は、1目入院費用で2,453万1,000円の追加、2目外来収益では2,497万8,000円の減額でございます。いずれも実績による精査でございます。3目その他医業収益の7,485万9,000円の追加は、次のページの4節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の感染症病床確保促進事業費補助金5,008万6,000円の追加、感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金158万1,000円の追加、5節発熱外来診療体制確保支援補助金の発熱患者の外来診療・検査体制確保事業補助金278万2,000円の追加、それから感染疑い患者受入医療機関体制確保事業補助金で2,000万円の追加となっております。続きまして6節国保事業補助金では、救急患者受入支援事業の確定に伴い国民健康保険直営診療施設運営費補助金369万2,000円を追加するものでございます。4目訪問看護事業収益の602万7,000円の追加は、介護保険での利用者数の増加によるものでございます。続きまして2項医業外収益、3目負担金交付金では、医業収益の増収に伴い不採算地区病院運営費負担金5,016万8,000円を減額するものでございます。収益的収支につきましては、以上のとおり均衡を図ったものでございます。

続きまして159ページ資本的支出についてご説明いたします。1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費640万9,000円の減額は、1目で病院改築事業費462万円の減、2目有形固定資産取得費で178万9,000円の減、いずれも事業費の精査によるものでございます。

続きまして収入では158ページに戻りますが、1款せたな町立国保病院資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、建設改良分など335万7,000円の減額、2項1目ともに道補助金、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入医療機関設備整備等事業補助金158万1,000円の減額、3項1目ともに他会計補助金では、国民健康保険直営診療施設整備事業補助金185万8,000円を追加するものでございます。

続きまして162ページでございます。瀬棚診療所分の収益的収支の支出からご説明申し上げます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費から164ページの2項医業外費用、1目消費税及び地方消費税までいずれも精査によるものでございます。

これらに対します収入でございますが160ページをご覧ください。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益の1,591万5,000円の減額は、1目外来収益の2,215万

6,000円の減額と、2目その他医業収益の624万1,000円の追加、これにつきましては3節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業交付金109万6,000円の追加、4節国保事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金514万5,000円の追加となっております。いずれも実績による精査でございます。続きまして2項医業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算補填分としまして不採算地区診療所運営費負担金1,129万9,000円を追加するものでございます。収益的収支につきましては、以上のとおり均衡を図ったものでございます。

続きまして168ページをご覧ください。大成診療所分の収益的収支の支出でございます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費から169ページの2項医業外費用、2目消費税及び地方消費税までは精査によるものでございます。

これらに対します収入でございます。166ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益では、収支の均衡を図るために5,139万5,000円を減額し、2目その他医業収益では、4節国保事業補助金で国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金1,461万5,000円を追加するものでございます。2項営業外収益、2目負担金交付金、1節他会計負担金では、不採算地区診療所運営費負担金3,000万6,000円を追加するものでございます。収益的収支につきましては、以上のとおり均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第23号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第23号せたな町新町まちづくりプラン新町建設計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第23号せたな町新町まち

づくりプラン（新町建設計画）の変更についての提案理由を申し上げます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を活用することができる期間が5年間延長されたことから、せたな町新町まちづくりプランの一部を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは3ページをお開き願いたいと思います。ここにはせたな町新町まちづくりプランの新旧対照表が記載されております。これによって説明したいと思います。まず東日本大震災の関係によりまして、合併町が発行できる合併特例債の期間が現行15年から20年に改正されました。このことにより新町建設計画の第1章はじめに、第1計画策定の方針、（2）計画の期間を平成17年度から平成32年度としますを、平成17年度から令和7年度にしますに改めるものでございます。

次4ページをお開きください。新町建設計画に係る財政計画が記載されております。変更前の欄には現行、平成17年度から平成32年度までの歳入歳出と基金の部分を載せております。変更後の欄は、財政課のほうでシミュレーションを行いまして、平成17年度から令和7年度までの5年間延長した計画を載せております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第24号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第24号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第24号せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員に係る育児休業及び育児時間等の制度が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは、せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正の内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業の取得が可能となりますことから、その取得に係る条件及び育児休業の期間や部分休業に関して条例改正により定めるものでございます。なおせたな町の非常勤職員といたしましては、一般職の勤務時間に応じた会計年度フルタイム職員とパートタイム職員が対象となります。

改正内容につきましては11ページからの新旧対照表で説明させていただきます。第1条、趣旨でございます。改正後、地方公務員の育児休業等に関する法律第15条、第17条、第18条第3項の文言の追加により、育児短時間勤務に係る職員の任用等について規定しております。

次に第2条でございます。改正後、第3号を加え、育児休業をすることが出来ない非常勤職員の要件を追加しております。

次に13ページ下段でございます。改正前、第2条の2については、改正後、第2条の5に繰り下がり、第2条の次に、次の3号を加えるものでございます。11ページに戻っていただきまして、改めまして改正後、第2条の2でございます。育児休業の承認に係り育児休業法第2条第1項に定められている要件に加え、児童福祉法第6条の4第1号に規定されている養育里親と、同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童について、任命検査の承認を受けて育児休業をすることができる。この要件を追加するものでございます。

次に12ページでございます。改正後、第2条の3に第1号、第2号、第3号の文言を追加し、13ページでございます。第2条の4に、第1号第2号の文言の追加をして育児休業の承認に係わり非常勤職員が育児休業を取得できる期間等について定めるものでございます。

次に14ページでございます。第3条でございます。第3条に係る改正につきましては、特別の事情により非常勤職員が再度の育児休業を取得することができる要件について、改正後では、第3条に第5号、第6号、第7号の文言を追加し規定するものでございます。

次に第7条第1項では、改正後、勤務した期間の次に、下線部（規則で定めるこれに相当する期間を含む）を加えるものでございます。

次に第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務することができる特別な事情についての改正でございます。15ページでございます。第6号に改正後、配偶者と別居したことの次に、下線部、育児短時間勤務に係る子について保育所等

における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。次に改正前、第11条については、改正後、第12条と改め、新しい第11条として、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態を追加いたします。せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員については、育児休業法第10条第1項第5号に規定されている育児短時間勤務に係る規定に準じ、第11条第1号、第2号の規定のとおり勤務するものでございます。次に改正前、第12条が、改正後、第13条に改めるものでございます。

次に16ページ、17ページでございます。改正前、第13条から第18条が改正後では、第17条から第22条に3条ずつ繰り下がるものでございます。

改めまして15ページに戻りまして第14条でございます。第14条では、育児休業法第17条で規定されている育児短時間勤務の承認が失効した場合等においても、同一の勤務ができるように第1号、第2号の文言を追加するものでございます。

次に16ページでございます。第15条、第16条については、育児短時間勤務に係る職員への通知や任期に関する文言を追加するものでございます。

次に第19条でございます。改正後、第19条第2項、第3項の文言を追加して、部分休業に当たる介護時間、育児時間の承認を受けた勤務しない時間について規定しております。

次に第20条第1項については、改正後、職員の次に、下線部（パートタイム会計年度職員を除く。）を追加するものでございます。17ページでございます。第2項については、パートタイム会計年度職員が部分休業した場合の報酬の減額について規定するものでございます。

次に繰り返しとなりますが、改正前、第17条を、改正後、第21条に改め、改正前、下線部、第12条を、改正後では、第13条に改め、改正前、第18条を第22条に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第25号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第25号せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第25号せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、オンラインでの資格確認が導入されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それでは議案第25号せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。本条例の一部改正は、令和元年5月22日に公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療機関等において個人番号カードを用いてオンラインにより被保険者資格を確認するオンライン資格確認の導入について、国においては令和3年3月下旬の予定で運用開始に向けた準備が進められていることから、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては議案書21ページ新旧対照表をごらん願います。右が改正前、左が改正後となります。第7条は、受給者証の提示規定であります。改正前の下線部、被保険者証または組合員証及びを、改正後では、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者または被扶養者であることの確認を受けた上、に改めるものでございます。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第26号

○議長(真柄克紀君) 日程第20、議案第26号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第26号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口善秋君) それでは議案第26号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。本条例の一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては議案書25ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。附則第5項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定しておりますが、改正前の下線部を、改正後の下線部では(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、この条例による改正後のせたな町国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日から令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第27号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第27号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第27号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、軽減判定基準等が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。このたびの改正については、個人所得課税の控除の見直しに伴い国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにする必要があるため、軽減判定所得基準の見直しが行われたことから国に準じて改正するものであります。

それでは30ページからの新旧対照表により説明させていただきます。第23条の国民健康保険税の減額になります。第1項第1号が7割軽減、第2号が5割軽減、第3号が2割軽減の対象となる世帯の内容となっておりますが、軽減判定基準額を現行の33万円から43万円にそれぞれ引上げ、また2人以上いる世帯に対して不利益が生じないように、それぞれ算定方法について加えるものでございます。附則第5号については、軽減判定所得基準の見直しに合わせて規定の整備をしたものでございます。附則として第1項の施行期日について、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の法令によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 2 9 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 2、議案第 2 9 号せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案その 2 の 3 7 ページでございます。議案第 2 9 号せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、居宅介護支援事業所の管理者の要件の適用等が変更されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。はじめに改正の趣旨でございますが、本条例は国の基準省令を基に制定しておりますが、ただいまの提案理由にありましたように、基準省令の改正内容に合わせまして条文を改めるものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。39 ページをご覧ください。右側が改正前、左が改正後であります。まず第 5 条第 2 項では、但し書きを新設し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることを可能とするものとしております。

次に制定附則の第 3 項、経過措置について、平成 3 3 年 3 月 3 1 日を、令和 9 年 3 月 3 1 日に改め、読み替え規定として新たに第 4 項を追加し、その有効期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長しつ

つ、令和3年4月1日以降は、経過措置の対象を同年3月31日時点で居宅介護事業所の管理者であった介護支援専門員が引き続き当該事業所の管理者である場合に限定する改正でございます。

40ページになります。附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし附則第3項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 保険料率の引上げになってますよね。この関係というのは例えばそれぞれ、5,000ぐらいの差があるんですけども…

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時07分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第30号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、議案第30号せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第30号せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、介護サービスに係る基準が改正されることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。はじめに改正の趣旨でございますが、当該条例につきましては、国の基準とする省令をもとに制定しておりますが、このたび基準等の一部を改正する省令が公布され4月1日施行予定でありますことから、各基準省令の改正に依り関係する条例規定について所要の改正を行うものであります。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。48ページをご覧ください。今回改正する条例については3つございまして、まず第1条として、せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正、第2条として、せたな町指定地域密着型予防サービスに関する基準等を定める条例の一部改正、第3条として、せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正となっております。それぞれ右側が改正前、左が改正後であります。

まず第1条の第5条第3項、第2条の第5条第3項及び49ページ第3条で、第3条第5項では、それぞれの事業者の高齢者虐待防止に関する措置を講ずることについての文言を追加しております。同じく第1条の第5条第4項、第2条の第5条第4項及び49ページ、第3条で第3条第6項では、それぞれの事業者のサービス提供にあたっては、介護関連データを収集活用し適切、有効に行うよう努めることについて文言を追加しているものでございます。

次に49ページ、第6条第2項では、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、居宅介護支援事業者に新たに2点について利用者に説明を行うことを求める事項の追加をしております。

次に50ページになります。第15条第9号では、テレビ電話装置等を活用して会議を行うことができる旨の文言を追加しております。

第20号の2は、効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められているのを踏まえた点検、検証の仕組みの導入についての事項を追加しております。

第20条では、第6号として虐待の防止のための措置に関する事項を追加し、第21条では、第4項としてハラスメント対策を認める事項を追加しております。

次に第21条の2として、業務継続計画の策定について新たに条を追加しております。

52ページになります。第23条の2として、感染症の予防及びまん延の防止のための措置について新たに条を追加しております。

第24条では、第2項として運営規程等の掲示に係る見直しについて追加しております。

第29条の2として、虐待の防止について新たに条を追加しております。

53ページになります。第7章、雑則を新たに追加し、第33条として記録の保存等に係る見直

しについて新たに条を追加しております。附則として、第1項、施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条中指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定、これは50ページの20号の2を言っておりますが、この改正規定については同年10月1日から施行するものでございます。第2項から第4項までは、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る施行日から令和6年3月31日までの間の経過措置として条文の読替えについて規定したものでございます。

以上で、せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第31号

○議長（真柄克紀君） 日程第24、議案第31号せたな町瀬棚児童会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第31号せたな町瀬棚児童会館条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。当施設を教育財産から普通財産に移管することに伴い、管理体制等を変更することから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは57ページの新旧対照表により説明させていただきます。右側が改正前、左側が改正後となります。まず第4条第1項中、改正前、せたな町教育委員会を、改正後は、町長に改め、第2項の教育委員会は、を削るものです。

次に第6条、改正前、教育委員会を、改正後は、町長に改め、第7条及び第8条の教育委員会の意見を聞いてを削るものです。第1条、改正前、教育委員会においてこれを代行しを、改正後は、町長は使用者に代わってこれを執行しに改めるものです。

第12条、次のページにまいりまして58ページの第13条中、改正前、教育委員会を、改正後は、町長に改めるものであります。附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から3月14日までの9日間休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、明日から3月14日までの9日間休会することに決しました。

なお3月15日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも長時間ご苦勞様でした。

散会 午後3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月20日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 横 山 一 康

署名議員 石 原 広 務

令和3年第1回せたな町議会定例会 第2号

令和3年3月15日（月曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 行政報告
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番	吉田	実	君	2番	梶田	道	廣	君	
3番	本多	浩	君	4番	橋本	一	夫	君	
5番	熊野	主	税	君	6番	道高	勉	君	
7番	大湯	圓	郷	君	8番	横山	一	康	君
9番	石原	広	務	君	10番	平澤	等	君	
11番	菅原	義	幸	君	12番	真柄	克	紀	君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	小	板	橋	司	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐々木	正	則	君				
総	務	課	長	原	進	君				
まちづくり	推進	課	長	佐	藤	英	美	君		
財	政	課	長	佐	野	英	也	君		
税	務	課	長	濱	登	幸	恵	君		
町民	児	童	課	長	濱	口	喜	秋	君	
認定	こ	ど	も	園	長	伊	藤	悦	子	君
保	健	福	祉	課	長	樋	口		靖	君
農	務	課	長	河	原	泰	平	君		
水	産	林	務	課	長	八	木	忠	義	君

建設水道課長	平	田	大	輔	君
会計管理者	高	橋		純	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
まちづくり推進課主幹	松	原	孝	樹	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜	希	子
税務課主幹	伊	瀬		亮	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知	子
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農務課主幹	斉	藤		真	君
水産林務課主幹	山	本		亨	君
水産林務課主幹	藤	井	卓	也	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一	良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
財政係長	稻	船	洋	志	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	郎

包括支援係長	大久保	麻未	君
地域支援係長	金澤	早苗	君
地域支援係長	田畑	貴子	君
農政係長	大庭	啓	君
業務係長	北山	典孝	君
水産係長	油谷	好彦	君
建築係長	高橋	真一	君
水道係長	大野	秀幸	君

《大成総合支所》

支所長	杉村	彰	君
次長	佐々木	正人	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君
主幹	藤谷	希	君
福祉係長	河野	葉子	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横川	忍	君
福祉係長	稲船	奈穂子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽	優	君
次長	古畑	英規	君
大成教育事務所長	杉村	輝明	君
主幹	長内	解人	君
主幹	尾野	真也	君
学校給食係長	山崎	秀人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西田	良子	君
係長	小池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原	進	君
書記次長	小林	和仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹羽	小百合	君
------	----	-----	---

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
主 事	原 田 翔 太 君

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） おはようございます。
ただいまの出席議員12名で定足数に達してございます。
ただちに定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 行政報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。
町長。
- 町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。
本年4月以降の町立国保病院及び瀬棚、大成両診療所、瀬棚歯科診療所の医師体制についてでございます。
町立国保病院の医師体制につきましては、森院長から提出されていた本年3月31日付をもって退職したい旨の退職願を去る9日、受理したところであります。森院長には、平成25年4月の就任以来8年もの長きにわたり、国保病院院長として本町の医療に多大なご貢献をいただいたところであります。この間プライマリ・ケアへの取組や夜間診療、訪問診療の実施、訪問看護ステーションの再開など患者さまのことを第一に考え診療にあたってこられました。そうした地域医療への熱意とご尽力に改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。4月からは週1回、専門外来で診療にあたっていただけることになっております。
後任の院長につきましては、内科医長の大島昌輝先生に就任していただくこととしております。大島昌輝先生は、現在49歳、旭川医科大学医学部をご卒業後、旭川医科大学第一内科に入局され、専門である循環器、呼吸器内科を中心に勤務され、平成31年4月からせたな町立国保病院に勤務されております。大島先生には、森院長同様、国保病院の経営安定と本町の地域医療にお力添えいただけるものと期待をしているところでございます。
また4月1日付で新たに常勤医師として、高宮陽介先生をお迎えすることになりました。高宮先生は現在44歳、札幌医科大学医学部をご卒業後、札幌市内の勤医協中央病院に入職され、内科、小児科、救急科、総合診療科の専門医研修を受け経験を積んでこられました。現在は勤医協苫小牧病院で勤務されております。このたびご縁があり国保病院常勤医師としてご勤務いただけることとなりました。せたな町の医療にとって大きな力になっていただけるものと期待をしているところであります。
このほか、今年3年目となる大島幸恵先生を加え、常勤医3人体制で北海道大学病院などから医師の派遣をいただきながら、一般外来、発熱外来、入院病棟及び救急診療について引き続き対応していくこととしております。
瀬棚診療所につきましては、これまで森院長が所長を兼務しておりましたが、後任の所長には大

島幸恵先生に就任していただき、高宮先生と交代で診療にあたっていただくこととしております。

大成診療所につきましては、小六所長に引き続き診療にあたっていただくこととなっております。

瀬棚歯科診療所につきましては、村本所長に引き続き診療にあたっていただくこととなっております。

以上、本年4月からの医師体制について、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第2、一般質問を行います。

重ねて質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されているとおり、質問答弁については簡明をお願いしたいと思います。

それでは通告順に順次発言を許します。

1番、吉田実議員。

○1番（吉田 実君） 町長にお伺いします。

町道の草刈についてです。町道の草刈は、交通安全対策のひとつとして重要な業務であると認識しております。当町における町道の草刈業務の形態としては、町所有の草刈車による直営での草刈や民間業者への業務委託などであり、限られた予算内でシーズン中に1、2回程度の草刈実施については理解出来る部分もありますが、1回の草刈実施にあたっては、町の中心部から草刈を開始し、最終路線の草刈完了までには約2カ月を要することから、草丈が長くなる路線も見受けられ通行に支障を来しております。交通事故を未然に防止する意味でも、草刈体制の強化として草刈車の増台などの考えがあるのか、町長の所見をお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、当町の草刈業務の形態は、北檜山区においては町所有の草刈車による直営作業や区内13地区において道路愛護組合を結成し、愛護活動として路肩等の草刈を実施していただいております。また大成区及び瀬棚区においては民間業者へ業務を委託しております。各区の草刈業務量であります。北檜山区は111路線で延長210キロ、大成区は35路線で延長24キロ、瀬棚区は39路線で延長58キロを各々1、2回の草刈を実施しており、国道や道道の年1回の草刈回数と比較いたしましても、町民の身近な道路として必要な対策が図られていると認識しております。しかしながら議員ご指摘のとおり、北檜山区における直営草刈については、1回の草刈完了までに2カ月を要するのが現状でありますので、今後においてはパトロールを強化し、カーブ等の危険箇所において草丈による交通障害が生じぬよう、草刈車や刈払機で先刈りすることなどで対策を講じてまいります。こうしたところから現在のところ草刈車増台とは考えはございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 再質問させていただきます。

ただいま町長がパトロールを強化し、危険な箇所は優先、先刈りなどと対策をしていただけているということですが、私たちも決して無視しているわけではございません。町のために、当然、地先については草を刈ったりしてお手伝いをしているところです。今、農家の皆さんもトラクターで刈るシュレッダーという機械を持っていますので、そこは極力協力するようにしてますけれども、安全面も当然大事なんですけれども、やはり作物の虫の被害、長いと虫がどうしても寄るということで、適期というものがある。そういう中に気を付けなくちゃいけないということで、こういう質問をさせていただいてます。それは町にもいろいろと事情がございます。当然、更新ということも当然考えて来るのかな。増やしていただくのはありがたいんですけども、その辺、新しい方法で今年対策というか、考えるということなので、ひとつ私も成果を見ていきたいなと思ってますので期待しています。

よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

議員言われましたように、農家の皆さんには地先の道路の草刈り等、大変ご協力をいただいております。感謝を申し上げたいというふうに思います。また病害虫の話もございました。道路の草刈については、交通の障害であるばかりでなく、こうしたことについても気を配っていかなければならないというふうには聞いておりました。先ほども答弁申し上げましたがパトロールの強化、あるいはそれに伴っての草刈車や刈払機で先刈りをするということについて、この部分での強化で交通の障害については、何とかしっかりと対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。病害虫の関係につきましては、これは町道ばかりではなく国道、道道、全て関係してくる部分ということになりますが、これについても国、国道、道道を管理する国、道にその辺の対応が可能かどうかということにつきましても一つお話をさせていただいて、今後、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 次の質問に入らせていただきます。町長にお伺いします。

ドローンの配備についてです。農業の担い手不足が深刻化する中、農業の現場では従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業の受委託が困難になりつつあります。その一方で、ドローンやICT等を活用したスマート農業の取り組みについて、農作業省力化や労働負担の軽減が期待されているところであります。これらのスマート農業を普及させていくことが、地域農業を維持していく上で重要と考えますが、その中でまずは、農務課、水産林務課において圃場の確認作業や生育状況調査、有害鳥獣の調査など仕事の効率化を図るべくドローンを配備し、その効果、必要性を生産者へ情報を共有していくことが得策と考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の吉田議員のご質問にお答えをいたします。

現在、農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければ出来ない作業が多く、省

力化や人手不足の解消を図るためにも、ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな農業が求められています。当町においても高齢化や担い手不足は大変深刻であり、そうした中でのドローン等を活用したスマート農業への取り組みは、課題解決のための一つ的手段であると認識しております。吉田議員ご質問のドローンの配備についてであります。災害発生時や圃場の現地確認の際、危険、困難を伴う場合にドローンが有効的であるとし、平成29年度に農業委員会にドローンを1台配備しております。町が業務として活用できる範囲は限られていますが、今後必要な場面でこのドローンを活用し、その時得た効果を業務に活かしながら、関係機関及び生産者に対し、作業の効率化や応用性などの情報共有を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 再質問させていただきます。

農業委員会にあるのは知ってました。実際、操作は簡単とはいえ、何人の方が今操作できるのか教えていただきたいと思っております。もっともっと職員の方に、これを機にドローンに興味を持っていただきたいと思っております。せたま町全体のデータを知る上でも1番の近道ではないでしょうか。まずドローンがあったら私は1番に有害鳥獣の駆除に役立ててほしいです。危険な場所、もしや近くにいるかもしれない熊など、ドローンを飛ばすことでデータが見えますし、それを分析し罠の設置などを決められると思っております。また作物等の被害調査にも役に立つと思っておりますし、最近のドローンについては、かなり長時間飛ばせるバージョンになっているという情報も入ってます。この先、私たち農業者も近い将来、ドローンの導入を視野に入れる必要があると思っております。間違いのないデータを経験の浅い生産者のためにも失敗をしない農業が実現される。また時間の短縮、経費の削減、特に安全面には期待があります。今、農林水産省が言ってます緑の食料、システム戦略、こうしたことに取り組むためにもドローンが必要不可欠になっているのではないのでしょうか。いずれにいたしましても、1人でも多くの担い手確保、町、JA、生産者と一体になって情報を共有して進めていくべきではないのでしょうか。

再度町長にお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

ドローンの関係であります。町の利用としては、先ほど言いましたように災害現場ですとか、山ですとか、そういった部分の様々な確認に利用すると。またこれは一部事務組合の話ですが、災害時、非常時に人の入れない部分にドローンを利用して対応するということがあります。今何人ぐらいの職員がドローンを使えるかということでございますが、現在あるドローンでございますが、1名ということになっております。一部事務組合としては、消防の関係ですが、これについては今年度、講習を受けるということでございます。農業関係についてのドローンの利用というのは、吉田議員のほう詳しいかと思っておりますが、様々な使い方が現在されているところでございます。例えば、病害虫の防除でありますとか、生育状況の調査、肥料の効き具合、あるいは水田でいうと水の管理、様々な使い方が可能というふうになっております。それぞれ農家の皆さんによって何を目的に使うかということについては、農業形態によって随分変わってくるものというふうに思っております。そうした意味においては農家の皆さんが中心となって、あるいは農協それから普及センター

あるいはメーカー、そうした中で自分がどういう形で利用していくかということの研究していかなければならないものというふうに思っております。こうした点について町としても、関係機関と協力をしながら、生産者のそうした要望にできるだけ応えてまいりたいというふうに考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 再々質問させていただきます。

とりあえず私は農家戸数をキープするということがまず大前提じゃないかなと。もう土地の移動についてもそろそろ限界が来てる。そんな状況になってるはずですよ。そのためにはこういうものを一つの材料として共有して、例えば年配者でも、そういうところを頼っていく、そういうような経営体系を、組織を立ち上げるというか、そういうもので助けてあげていくというような農業が、これからの農業じゃないかと思っております。町長は今できること全部出し切って、将来こうやって良かったという、こういう後悔のないような町長の努力をお願いします。

以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

現在、農家戸数の減少あるいは高齢化に伴って、そうした動きが加速されている状況でございます。それに伴いまして規模の拡大が進んでおります。家族経営での限界というものも、当然、今後見えてくるというふうに思っておりますが、そうした限界を打開する、さらに大規模の拡大、経営の拡大ということを目指すためにも、こうしたドローン、ドローンばかりでなくて、そういうスマート農業の導入というものが当然必要になってまいります。町としましても、その点を遵守しながら農家の皆さんが、担い手の皆さんがどういった方向でこうしたスマート農業、ドローンの導入に取り組むのか、そういったことも十分見極めながら要望に応じてまいりたいと、前向きに検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） これで吉田実議員の一般質問終わります。

続いて9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは町長に対してハラスメント相談窓口について、現在、役場内部のハラスメントに対しての相談窓口の状況はどうなっているか、お知らせいただきたい。様々なハラスメント問題が社会で問題視されているが、町民からの相談を受ける体制は整っているか。また整っていなければ新設する考えはあるか伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員のご質問にお答えします。

ハラスメントに係る相談につきましては、過去にハラスメント1件の相談がありました。この事案につきましては事実を確認し、ハラスメントと認められたことから適正に処分したところでございます。これを契機に、せたな町職員のハラスメント防止等に関する要綱を定め、総務課に苦情相談窓口を設置しているほか、直属の上司や所属長に対しても相談できる体制を整えております。またハラスメントに係わる研修会を開催し再発防止対策を徹底しているところでもあります。

デイサービスセンターやグループホームなどの社会福祉施設については、今定例会で条例を改正させていただいたとおり、利用者の人権の擁護や虐待防止等への体制の整備と、従業者に対する研修を行うよう措置を講じたところであります。

次の町民からのハラスメントに係わる相談体制についてですが、現在も町民からの各種相談には本庁、各総合支所に対応している状況であります。これまでハラスメントに係わる相談はありませんでした。

ハラスメントの定義は、各種場面での嫌がらせやいじめに相当する行為であります。一般的には会社などの組織内で発生するものであり、その組織内において解決するものと考えております。これ以外の事案については、法務省から人権擁護委員として北檜山区3名、大成区1名、瀬棚区1名の5名が委嘱されています。活動内容は、人権侵害の問題解決や人権を守るため、日々の相談対応や年2回各区で開設している特設人権相談を行っています。法律に関わる事案は毎月1回函館弁護士会が来町し行っている無料法律相談で対応しており、悪質な案件につきましては、警察署などが取り締まっております。

町は、防災無線や町広報紙、ホームページでこれらの周知を図っているところであり、町民からの相談を受ける体制は整っていると考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長から縷々説明をいただきました。私はハラスメント相談窓口をちゃんと設置していただきたいということで今回一般質問させていただきました。今、内部の現状と取組を説明いただいて、そこはある程度認識をしております。改めてなぜ今回一般質問したかということ、ハラスメント相談が1件あったというふうに報告をいただきました。ただ以前にハラスメントというのは35種類ぐらいに及ぶというふうに私も認識してはるんですが、シルバーハラスメントと言っているのか、要は虐待ですね。そういった情報があって、もう数年前になります保健福祉課の担当のほうに相談させていただきました。すぐそれなりの対応をいただき、その上でまた別件では家庭内で高齢者に対するいろいろ言葉の使い方、あるいは暴力にまで発展していたかを取れるような訴えがあったんです。そこも相談させていただいたら、担当は相談ということで訪問してみますと、そこは、この場を借りて本当に敬意と感謝申し上げます。ただ、以前に事例が1件あったというのがそれかどうかわかりませんが、地域おこし協力隊員によるハラスメントで苦しまれて確か職員が行政側に訴えたと思うんです。それはそれなりに解決されたというふうに私も認識しています。そのあとに、その被害に遭われた方と会って立ち話し程度だったんですが、何と言われたかということ、正直言うと相談したかったんだと、私力不足痛感しました。その時点で私が相談されたとしても、どう措置していいかわからなかったと思うんです。残念ながら、その方は今、町にはもう居ません。諸事情があって引っ越したと思われま。あとこれも踏み込んだ調査は出来てません。これは役場内部で、退職された役場OBから過去に受けたハラスメントによって業務に支障を来しているという情報を得たので、本当に調査もうどうしていいかわからなく、1、2件聞き取りをさせていただいたら、そういったことをしていた方は旧町時代からそういった人でしたよという証言をいただきました。それ以上私は、踏み込んだ調査も、聞き取りもできていません。

話し戻りますがシルバーハラスメント、これはもうあってはならないことなんです。それなりの体制は整ってるんですけど、現在もそういった職業に従事されている方、パワハラを受けながら、虐待も目の当たりにしながら訴えるところがない、術がないといった声も聞こえてくるんです。ですから広くそういった方も気軽にと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういった受け入れる体制も行政だからできるし、行政だからするべきだと思うんです。あとこれは平成30年、過去になります。高橋町長、せたな町長が最高責任者、一部事務組合、衛生センター組合組合長の立場のもとでパワハラによる、最後は被害を受けた方は退職せざるを得ない、そこまで追い込まれた事例、確かに懲戒処分、戒告処分はしました。これは本人以上にお父さんが衛生センターにも出向いたり、副組合長である副町長にも相談、もちろん町長にも相談があったかと思えます。そこをなぜ事例にして上げるかという、もうつい最近の話ですよ。その当時もそうでしたが、どこに相談していいかわからない。どこに持って行っていいかわからない。苦しみながらお1人で動いてるという状況も私は認識してます。そういったときに体制が整っているのであれば、そういった方々からからもきちんと情報収集し、それ以上、退職に追い込まれるようなそういったことも未然に防げたかもしれない。そういったことも広く町民にお知らせいただきたいと思えます。そことりあえず答弁をいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

議員言われたような悪質な人権侵害、例えば虐待も言われましたが、パートナーからの暴力、ストーカー行為、つきまとい、無言電話、ネットによる誹謗中傷、様々あるかというふうに思います。町は先ほどもお答えいたしましたように、ハラスメントの問題が過去にあったということから、これを契機に、せたな町職員のハラスメント防止対策に関する要綱を定めておりますし、総務課に苦情相談窓口も設置しているということ。ただ職員については、ハラスメントに関わる研修会を開催して再発防止に努めているというところがございます。議員もおっしゃいましたように、町民の皆さんからの様々な相談については、これに限らず保健福祉課で対応したケースもございますし、様々相談をしていただければ、しっかり対応できる体制が整ってるというふうに私たちは感じるところでございます。そうした町民の皆さんが日頃からそういったハラスメントを受けているという、そういった実態があれば、ぜひ気軽に相談をしていただければ対応をしっかりとさせていただきますというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長、繰り返し、しっかり対応、それはおっしゃるとおりだと思うんです。ただ今回の全員協議会で衛生センターのことを、せたな町議会で協議させていただきました。でも例えば、喫煙場所、私はそれは嘘ですと、これははっきりここで断言してます。それは私の知り得た情報から断言させていただいたんです。その喫煙場所もセンターの組合の全員協議会では、組合議員から言われた2階で喫煙してるだろうということに、そんなことはありません。明言しますまでおっしゃってるんです。それに関しては、きちんと調査してくださいということを申し入れします。私できえ、それは嘘ですよ。数年前に今度からは事務所では吸えないけど、2回の会議室で吸うことになる。2階の会議室で吸ってくれと言われたという証言も簡単にもらってるんです。

ごみの不適切な処理問題ね。それも内部からの情報なんです。調査するに当たって、調査したら答えますよと。ただどんな嫌がらせをされるかなっていうのを皆さん口を揃えておっしゃるんです。そういったことに関しても抑止効果をきちんと行政が示して、広く窓口を開いて、再度周知して、そういったことに繋がらないような抑止効果も含めて再度町長に認識していただきたいと思いません。それで衛生センターの絡みで先ほど言いました30年に懲戒処分されてます。つい先日です。いまだに被害に遭われた方のお父さん、息子さんもう町にいません。あの時な謝りに来てくれと要求したのに、その確認をした電話の中で、ただ申し訳なかったと、町長あなたに言われたんですよ。そういった事態にも及ばないように、そういったことが、いまだに胸に沁みついているわけです。元に戻って、その場できちんと解決、本人が、家族が相談できるそういった体制を、また改めて認識した上で広く周知していただきたい。町長、本当にそういったハラスメントに苦しんで、今町に居れなくなってるんですよ。そういった方に、せめて自ら出向いてきちんと謝罪していただきたいかった。それを強く要望しまして質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ハラスメントにつきましては、受けた方の人権を著しく傷をつけるという大変な事態であります。そうしたこともございまして町としては、このそうした相談に本庁、総合支所に対応しているということとでございます。また様々な相談窓口も先ほど答弁させていただきました。こうしたことが整備されていますよということにつきましては、改めて町民の皆さんに広く周知をさせていただいて、相談に来ていただけるような体制というものを取ってまいりたいと思っております。特に専門的な相談内容をもあるかと思いますが、そうしたことにも十分対応できる体制が出来ていると思っておりますので、広く周知をしてまいりたいというふうに考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長ちょっとあれなんですけど、今一般質問の中身では、今の現状でもう一歩進んだ形での改革を含めてそういう検討する余地があるかどうかって私は質問だったと思うんですが、その辺についてきちっと検証して、さらにそういう町民のわかりやすい形の組織なりを作る研究をする余地があるかないかということの答弁はいただきたいと思うんですが。これ3回目の答弁ですから。

○町長（高橋貞光君） 先ほども相談窓口については、相当整備されているというふうに申しあげました。その上でこれから町民の皆さんに相談に来ていただけるように、しっかりと周知をしてまいりたいと。議員のご質問を聞いて周知が足りなかったのかなということもございまして、そうした事で対応してまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは2問目に移らせていただきます。せたな町立国保病院院長の退職願についてです。

2月10日、総務厚生常任委員会本会議冒頭、町長から報告があった昨年9月30日付で出されていた国保病院院長の退職願を預かりとして慰留に努めているとのことでしたが、その結果を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

結果につきましては、先ほど行政報告で申し上げたとおりでございます。これまで幾度となく院長とは話し合いを持ち、退職を思いとどまっていたくよう慰留しましたが、意思は固くその思いを変えるということには至りませんでしたということによろしいでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 私も一般質問を通告して、今日、定例会再開して行政報告していただきました。行政報告に関して質問は出来ないということは十分認識してるんですけど、2月10日の常任委員会の時に、町長はこういうふうに言ってるんです。9月30日付けで退職願が出されており、これを現在預かりとして懸命に慰留に努めていると。行政報告で3月9日に退職願を受領したところであるということですが、これ懸命に努力する、先ほど答弁でも言ってました。何度も話し合いを設けた。何度伺っても理由については、本件以外、本件というのは、昨年起きた咬傷事件ですよ。本件以外聞けないと。3月までに私も慰留に努力してくださいっていうことを常任委員会で強く申し上げました。その理由が聞けない中で、9日受理、それを確認できてない中で受理せざるを得ない状況だったのか。そこも伺います。

あと医療体制ですけど、週に1度、嘱託っていう体制なんでしょうけど、これ咬傷事件があったからかどうかは確認してませんが、森院長、基本的に予約の患者さんしか診療されてなかったわけですよ。そういったこととの整合性っていうか、今後、心配される部分があるかと思うんですけど、そこも含めて町長ご答弁いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

受理するにあたっては退職の撤回を求めて、1月には病院内、役場内で署名活動が行われ、2月には厳しい寒さの中、3区の町民有志による署名活動も行われ、合わせて約2,000人分の署名が寄せられ、署名簿が院長に手渡されたということでございます。また3月1日には、町議会の有志議員7名が国保病院を訪れ嘆願書を院長に手渡し、退職の撤回を申し入れていただいたというふうに報告を受けております。このほかにも病院内に設置しているご意見箱に院長先生辞めないでくださいと書かれた投書もございました。こうした町民の皆さん、議員の皆さんの温かい心と行動に心から私も大きく感謝を申し上げるところでございます。このように町民の皆さん、議員の皆さん、私も含めて慰留に努めてきたところでございますが、残念なことに院長の気持ちを変えることは出来なかったということで、私としては、精いっぱいやらせていただいたというふうに思っているところでございます。その退職の原因ということについては、以前にお話をしたことがあるかと思いますが、最後までそれ以上のものは聞くことが残念ながらできませんでした。そのあとの診療については、これは整形のお医者さんがいなくなるということで、町民にご迷惑をおかけしないように外来診療をやっていただけるということでそういう申し入れもございましたので、それはありがたくお受けしたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 2月10日の常任委員会では、私も森院長のブログを常任委員会で取り上げさせていただいて質問させていただきました。今も署名の活動のこと、あるいは署名が院長に手

渡ったこと、私は知らなかったんですが、議会の有志の方が直接訪れたと。まずその署名のことですが、私、常任委員会で署名活動は逆効果ですよと。町長は顔が広いので、携わってる方に署名を止めるよう要請、お願いするべきじゃないですかと常任委員会で発言したんです。なぜかと言ったら2月10日常任委員会、この前の日2月9日の森院長の一言、これもホームページで、結構あっちこっちのお医者さんこれやられてるんです。そこについて退職願に触れてるわけじゃないですか。これは嘆願書となってるんです。役場からそして住民から手渡されましたと。これ2月9日のことですから、本来、嘆願書は行政や裁判所に提出するものではないでしょうか。これ個人の見解述べられるんです。個人あての嘆願書、これクエスチョンです。まるで親や子供から手紙を渡されたようです。私がこれ逆効果ですよ、止めるべきだって言ったのは、次からの言葉がひっかかったんです。膝や腰を痛めている方が足元の悪い吹雪の中を1件1件署名集めに回ってる姿を想像するだけで、心苦しくなり、つまりかけている血管が完全閉塞しそうですと、かなり苦しかったと思いますよ院長の立場で。この冒頭、自分の人生は自分らしく生きたい。それ1番先に院長発信しているんです。残念ながらその理由が聞けなかった。町長ここははっきり答えていただきたいんですが、この2年間で過去に辞められた先生3人、その方に対して何か懸命に慰留に努力されたことがあるか。そこをはっきりお答えいただきたい。それで森先生が役場からもって言ってるんですが、常任委員会で冒頭ははっきり言わなかったんです。町民が自発的にやってるもので、役場で署名しているのは知らないと取れるような発言されたんです。そのあと撤回しました。職員会がやっていて町長知らないっていうのは、私はこれ納得出来ませんし。自発的にとおっしゃるわりには、2月22日、国保病院の1階ロビーです。お昼時、まだ会計を済ませてない方が目撃してます。有志と言われるんでしょうが5人の町民の方、そこに町長もいるんです。なぜ同行したのかなというのが、非常に引かかるんです。それで結果、渡ったのかもしれませんが、そのあと院長怒って、もらわないというのか、何か怒っていっちゃったんだよねっていう情報なんです。そこの後を町長が追っかけていった。何があったのっていうことなんです。それで調べたら署名だったんです。なぜその自発的なことだっておっしゃるわりには、町長が同行して、結局はこういったことが森院長の考えにある中で強行してしまったというふうにはしか私は理解出来ないんです。結果、退職する理由を聞けないまま3月9日、退職願を受理したということです。このあと医療体制に対して町長自身のそんな姿勢が、どうも不安になると言わざるを得ません。今幾つか申し上げましたが、私の意見でしたから署名活動は逆効果ですよ。止めさせるべきですよ。いやそれは町民が自発的にした。繰り返し言っていた署名を手渡す場面になぜ町長同行したんですか。何の理由でその署名の受け取りをその時は断ったのか。何か伺っているのであればご答弁いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず院長先生がこの署名をどう受け取っているかということが心配されているようでございますので、その点について答弁をさせていただきたいというふうに思います。院長のブログの中で、石原議員と意味の取り方、受け止め方と院長の気持ちということには少し差があったというふうに思います。院長は、私との相談の中では、高齢者の皆さんが大変足元の悪い中、こうして頑張って署名をやってくれたということについて、大変ありがたかったと、うれしいということでおっしゃ

っております、逆効果ということでは全くございません。議員有志の皆さんも行ってくれました。そのあと何日か後に私も院長にお邪魔して、議員自ら来てくれたということで、それは大変うれしく思ってるようでございました。残念ながら石原議員には行っていただけなかったようでございますが、そういうことで私は受け止めております。そういったことがございましたが、残念ながら気持ちを変えるということにはなりません。そのあとの体制については、当然、先ほども行政報告で申し上げたとおりということで、ご理解をお願いいたしたいというふうに思います。

○9番（石原広務君） 議長。

○議長（真柄克紀君） どの点について再度、質問したいんですか。

○9番（石原広務君） 今の私に行ってもらえなかったという。

○議長（真柄克紀君） それに関しては、きちんと私は答弁修正したほうがいいと思います。だけど3回というルールの中で、これだけ引き出してきたんですから、だからどういう点をさらに問うということですか。

○9番（石原広務君） 今のことも私からも説明させてもらいたいし。

○議長（真柄克紀君） 取消しに関しては私は認めますけども、その質問に関してだったら、もう1回認めます。端的に。

石原議員。

○9番（石原広務君） 特別許可をいただきました。町長きちんと訂正してください。私は行かなかったじゃなくて、行くといった情報もなかったんです。もちろんもし誘われたとしたら私はきちんと断りました。慰留に努めることは、そういうことで行くんだったら断りました。あと署名に関して、私の取り方だとおっしゃるけど、町長、あの署名に関しても様々な苦情がありましたから、そこはきちんとお伝えします。このような事例を申し上げます。私熊石病院に通ってるから関係ないんだと。あの人に頼まれたから断らなかった。どうでもいいから書いた。みんな書いてるから書いた。あとなぜ町長の後援会が動いたんだってという問合せもあります。そこに関してもご答弁いただきたい。先ほどの私に対する答弁もきちんと訂正していただきたい。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） あとの質問については4回目ということになりますので、お答えを控えたいと思いますが、石原議員のお話につきましては、今回、議員の皆さんが院長の許に行ったというのは、これは議会として行ったということではございません。議員の有志が自発的に行ったということでございますので、その辺は誤解のないように、誘われなかったから行かないということではございません。あくまでも自発的ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 先ほどから町長、今のお話の中で議員独自の活動の意思の中でそういう形なんで、行かなかったとか、行かないとかとそういうことではなくて、それはそれとして事実としていかない議員も行った議員もいたということですから、それだけの話です。私も表現のまとめ方下手くそかもしれませんが、こういうのはなかなかあれですけど、どっちにしてもそういう根拠のない中でのお互いの話というのは、ぜひ控えていただきたい。

ただいまより20分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

8 番、横山一康議員。

○8 番（横山一康君） それではコロナ禍におけるせたな町の農業振興策、特に米価が下落する稲作経営についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で農産物の需要が減少し、農産物価格の下落が農家経済に影響を与え始めております。特にせたな町の最重要作物である米においては、人口減少や食生活の変化による従来からの消費減に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により飲食店向けの販売が減少し、価格の下落が始まっています。現在のところ令和2年産米では、下落幅がそれほど極端なものではありませんが、このままの作付状況が続くと今年の秋には民間在庫が積み上がり、さらなる米価の下落が予想されております。国も転作の推進を求めています、報道等でもご承知のとおりなかなかそのように行っていない模様であります。せたな町では米の作付比率が管内では群を抜いて高く、米価下落は農家経済だけでなく町の経済に与える影響も少なくないと思われま。このような状況を踏まえ以下3点についてお伺いしたいと思います。

① コロナ禍におけるせたな町農業の現状について町長の認識をお伺いいたします。

② 新年度の町政執行方針では、コロナ禍における農業振興策について述べておりますが、さらに厳しさを増す農業情勢に対し、町としてどのように対処していくのか具体的な対策をお伺いいたします。

③ 米価下落に対する具体的な施策をお伺いいたします。

以上3点お願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 横山議員のご質問にお答えします。

1 点目のコロナ禍における町内農業に対する影響ですが、農畜産物販売額から比較すると44億9,100万円、昨年と比べると1億8,700万円の減で対前年比96%、内農産物は22億6,600万円で、対前年2,800万円の減で比率は99%、畜産物は22億2,400万円で、対前年1億6,600万円の減で比率は90%、これについては昨年夏より発生している牛のサルモネラ感染症の影響ということでの落ち込みが主因と聞いています。なお米については14億7,200万円で、対前年4,100万円の増で比率103%の出来高となり、他にも増加に転じている作目もあること聞いております。

続いて2点目の継続中のコロナ禍における当町の農業振興策については、令和2年度については道営の愛知地区農地整備事業が完了しました。さらに3年度から若松地区農地整備事業がいよいよ実施に入るとのことです。また公社営の草地畜産基盤整備事業これも実施に着手いたします。また将来に備えて他地区における基盤整備事業の調査、協議も進めることにより生産効率を高め、コスト削減等をコロナ禍でも持続可能な営農環境の整備をしっかりと進めてまいりたいと考

えております。

3点目のご質問ですが、現在外食需要の落ち込みにより米の民間在庫が増加し、余剰米による秋の新米価格に対する影響が懸念されております。しかしホクレンなど米穀集荷販売団体が、国の制度を活用して需要の喚起に努めているほか、全国的に主食用米からの作付け転換の推進が行われていることから、現在のところどれほど米価の下落が起きるのか確かな数値推測が困難な状況ですので、具体的な施策を検討できる段階ではございません。つきましては今後のそうした推移について注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長から答弁をいただきました。まず町長の現状認識としては、町のコロナでの農業への影響はほとんど出ていない。農産物に関しては前年対比99%、畜産物については90%ということでこれを90%というのもサルモネラ感染症の影響が大きかったということで、大きな影響は出ていない。米に関しては103%ということでむしろプラスになっているんだと。ちょっと私と認識がずれているんですが、これは一つの統計データですので、これは一つ大事にしなきゃいけないと思うんですが、私、新函館農協に所属しております。米プラスだったというふうに町長はおっしゃいましたが、これは過年度産、令和元年産追加払いが入ってるんです。その部分が非常に大きくて、新函館農協だけのデータで申し訳ないんですが、新函館農協の場合は、計画数量が3万6,500で、2年度末見込みで3万6,559ということで計画以上行ってるんですが、販売額は当年度産、令和2年産は1,775万円のマイナスというふうになってるんです。それをカバーするのが去年のうるち米で1,500万ということで、それ何とか差引き大きな数にはなってないんですが、こういうような現実はあるんです。だから実際のところは、少しずつ下がり始めてるっていう現状認識をしっかりとっていただいて、町として対策を打ってほしい。このように思います。

また2点目、愛知では基盤整備が完了した。若松では今から始まる。そして草地基盤整備については、いよいよ今年から本格的な着工が始まる。基盤整備に関しても調査をどんどん始めていくというふうに前向きなご答弁いただいているんですが、これに関しても、私はもっと積極的な町としてのリーダーシップを発揮してやってほしいと思います。中身をよく見ていくと、若松も確かに受益面積300町近くあると伺っております。ただ面的な整備どこまで行われるのか聞いてみると、今ちょっと私データ持ってないんですが、大きな面積やらない、暗渠をやったりすることはやるんですが、面的な整備、先ほどからいろいろ吉田議員も質問しておりますが、スマート農業やっていくためには、ある程度の面的な整備も必要となってきますので、その辺もできればどうせやるのでありますから、きちんとした面的な整備もやっていくというのが、これ町の指導としてあってもいいと思います。また米の需要についてホクレンの意見も先ほど町長答弁なさってましたが、私もホクレンの職員とも意見交換しておりますが、やはり必要な米と必要でない米というのが明確に分かれてきたというふうにおっしゃってます。いわゆるブランド米ゆめぴりかですとか、ふっくりんこといったブランド米、家庭の中で食べるお米に関しては前年対比、確かに増えてるんです。100%以上。ただ業務用のお米、外食ですとか、レストランで使うような業務用のお米、それに関しては

前年比90%とか80%台だと1月は聞いております。このような厳しい状況というのがもう始まっているんですよ。1月の情報も2月の情報も私聞いております。本州の米はもう安売り合戦に入っているんだと。こんなに早く安売り合戦しなくてもいいのにな、この秋心配だというふうに販売担当の方は言うておりますので、やはりそこは待つのではなくて、しっかりとした町としてのビジョンを持って取り組んでもらわないと非常に今後困るのではないかというふうに思います。私は、昨年の9月の定例会において作業受委託などの農業支援システムこのことを町長に問いました。また一昨年は人農地プランこれを町としてもっとしっかりやってくれないかと、このような質問をさせていただきました。その中で町長からは、農家や農協の作業受委託の気宇がまだそれほど高まっていないんだ。農家の責任の下で積極的に基盤整備を進めていってほしい。このようなご答弁をいただきました。農家や農協のさらなる奮起を、頑張りなさいというふうな奮起を町長は申されたと理解しております。私は、当然、農家や農協これが第一に努力するのは当然だと思っています。ただ、もう自助努力というのも限界に近づいているのではないかと思っています。町からも平成29年度から3年間にわたって農業チャレンジ事業をやっていただきました。省力化や規模拡大このための機械導入は一定程度進んでおります。町に3分の1出していただきましたが、残りの3分の2は農家の自助努力です。投資なんです。また去年はコロナ対策として国の経営継続補助金の上乗せ補助、また基盤整備の経営継続補助ということでたくさんの事業をしていただきました。それは本当に農家の皆さん喜んでおります。これは実感として私も皆さんから承っておりますので、このことはきちっと町長にお伝えしておきたいというふうに思いますが、これだけ投資してるんです。100%の補助じゃありませんので3分の2とか3分の1は農家がきちっと出してるんです。ですから農家はある程度もう自助努力をしてるんです。ですからこれから先ほど私申しましたような米価の下落が予測されてるこの中で今からより一層対応していけというのはかなり酷なものであるのではないかと思います。せとな町は冒頭でも申しましたが、米の作付率が管内でも高いんです。なかなか転作が進んでおりません。草地を抜いた耕地面積の6割以上が水田ということですので、何かが、これ国の国際要因が含まれていますので、なかなか町がどうこうするという問題ではないと思うんですが、このことによって米価が大幅に下落した時に1番たくさんいる農家、1番たくさん扱っている米、これは非常に大きな影響を与えてしまうというふうに考えます。この先5年後、10年後、担い手は少なくなる。農地整備が今一つ進んでいない、このような予測が現実のものになると、コロナの状況で前倒しされたことが一気に現実問題として町に降りかかってくるのは明白であります。長々としゃべってしまいましたが、状況に対して具体的な、戦略的な対応を持ち合わせているのかもう一度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員の2回目の質問で今の農業が置かれている状況についてお聞かせをいただきました。全く私もそのとおりであろうと思っています。今コロナ禍による影響というのが大変心配されているところではありますが、このほかにも将来の担い手の不足の問題、あるいは国内需要の動向、こうしたことが農業経営にいろいろと影響を及ぼすという状況が懸念されているところがございます。そうしたことを踏まえながら、それぞれの農業者が自ら経営戦略を練って、これからのそうした部分への対応を考えておられるのではないかというふうに思います。町といたしま

しても、この1番今、求められている生産性の向上、あるいはコスト削減そうしたことによる経営体質の強化ということが、これからしっかりこのやっていかなければならない部分ということでございまして、町といたしましても、議員おっしゃいましたように、この面的な整備ですね、土地改良による整備、これも町としては積極的に進めていくというお話をさせていただきました。このほかには29年からいたしましたチャレンジ事業、これによって9億4,000万からの投資をいただいて、そうした機械整備を中心にやっていただいたと。これも相当コスト削減に繋がるものというふうに思っております。そのほかには今回コロナ禍での経営継続補助金ということで、これも令和2年度、これは総事業費2億865万9,000円を投じて農家の皆さん方が生産性の向上であるとか、さらなるコスト削減という部分に取り組みされてきたところでございます。こうした自助努力というものは、これはやはりせたな町の農業者の皆さんの力というふうに私たちも感じておりまして、応分の支援をもさせていただいたところでありまして。このように町も生産者も、それから農協はじめ関係団体もうちの町の農業をこれからしっかり守っていくということからすると、これから予想される様々な懸念にしっかりと対応していく準備をしていかなければならないというふうに思っております。今回町は、この様々な形でそうした施策をもって対応しているところでございますが、これからも農協、農家の皆さん方の考え、そしてこの農業を取り巻く状況などをしっかり捉えながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再々質問をさせていただきたいと思っております。

隣の芝生は青いということわざがあります。近隣の町を見ても町が強いリーダーシップを発揮して、国営の基盤整備事業が何年にもわたり着々と実施されております。私もそこを通るたびに本当にすばらしいなと思っております。川1本隔てたせたな町側はなかなかそこまでの整備が進んでいない。また隣接する別の町では、酪農家が法人化を進め経営の合理化とともに新規就農者を育成していこうというふうな取組を見っております。これも町が先頭に立ち農家や関係団体を巻き込んで行っている事業だというふうに聞いております。チャレンジ事業ですとか、国のコロナ対策の事業で先ほど町長9億円の投資があった、2億円の投資があったというふうな形で投資はしているんですが、それはあくまで私は個の投資だと思うんです。今、事例で申しましたように、もっと私はダイナミックなことが今せたな町には必要ではないかというふうに考えております。個に対する助成というのも、これも非常に大事なんですが、先ほどから申してますようにコロナにおいていろいろな問題がさらに顕在化して、前倒してその問題の影響が出てきてるんです。それに対処するには個別振り分けの支援ではなくて、町がもっとダイナミックにインパクトを持った政策というものをしっかり今打ち出していかないと、くどくなりますが5年後、10年後、私は大変厳しい時代がやってくるというふうに思います。当然、各町において様々な事情があると思うんですが、待ったなしのこの農業情勢、コロナ禍における農業情勢の中に骨太の方針をしっかりと打ち出していく、この責任が私は町にあると思います。特に4期16年にわたって町長を務めている高橋町長には大きな責任があると思いますが、骨太の方針を打ち出す決意があるのかお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 質問に答えいたします。

議員からは、近隣町の状況のお話がありました。確かに今金では大規模な国営事業が動いております。また八雲ではクラスター事業が動いているという状況にあります。そこで4期の私にはもっとダイナミックな投資をというお話だったと思います。この骨太の方針、過去にも議員ご承知のことと思いますが、このクラスターで育成牛の大規模な生産農場をという構想がありました。しかし残念ながら、これは組合の皆さん方の協力が得られなくて断念したということでございました。どちらかというと、せたな町の農家の皆さんは堅実的な投資というものを中心に行っている。そのことがやはりほかの町からの農家から見ると負債も少ないというような状況にあります。どちらがいいかということは、それぞれの経営によって違うことでありますので申し上げませんが、そういったことで決して町はこの骨太の方針を控えているという状況ではございません。これは農家、農協の皆さん方がこうしてほしい、こうあるべきだということであればそれはもうしっかり相談に乗りながら実現に向けて汗をかくということは、これは私も農業者の1人としてそういう状況はよくわかっておりますので、それはしっかり受け止めていきたいというふうに考えております。問題は今のせたな町の農家の経営がどういう方向に向かうかと。先ほども経営戦略の話を行いました。これからはさらに生産性の向上やコスト削減という部分をしっかり重視しながら経営体制の改善をしなければならないという話をさせていただきましたが、そうしたことに向けて1個の経営体で最後までいくのか、あるいは一部協議の中で進めるのか。あるいは法人化を目指すのかと、こういう様々な選択がありますから、これはやはり生産者の皆さん、農協も含めてもちろん町もその中に入ってしっかりと町の役割を果たすと、様々な情報提供はさせていただきたいというふうに思っておりますので、そうした話し合い、相談、そうしたことをこれからしっかりしていかなければならないと考えておりますので、これは生産者の皆さんについても、ぜひそうした研究をしていただきたいと思いますと思っていますところでございます。

○議長（真柄克紀君） これで横山一康議員の一般質問を終わります。

ただいまより1時15分まで昼食といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時15分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

菅原議員より2時間ほど本会議を欠席する旨の届けがありましたので、ご報告いたします。

それでは引き続き一般質問を再開いたします。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） せたな町産業担い手育成条例について町長にお伺いします。

様々な事情で定年まで勤められない方々や、せたな町を出てまた帰ってくる方に、ある程度の年齢制限を変えることが出来ないでしょうか。この町は現在のところ大幅な人口減とはなっていませんが、1人でも起業し、また親の仕事の戦略となるため戻る方へ補助の年齢の変更をと思います。

そこでせたな町産業担い手育成条例第2条第4号のUターン等就業者及び同条第5号の新規就業者の交付対象者を45歳以下の者と謳っておりますが、それぞれ年齢制限を50歳または55歳くらいまで引き上げのお考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員のご質問にお答えします。

せたな町産業担い手育成条例につきましては、せたな町の産業の振興と安定的な発展を図り、産業の活性化を図る目的で平成18年3月に制定され、奨励金に関しましては、現在までに農林漁業、商工業合わせて総勢93人の方々に交付し、新学卒者、Uターン等就業者、新規就業者等に対し支援を行ってきたところであります。

本条例では交付対象者の交付要件の一つであります年齢制限につきましては45歳以下に設定しているところでありますが、昨今、国や道では、年齢要件のある各種補助制度の年齢要件を、新規就農者等の裾野の拡大を図るため50歳未満に引き上げられてきていることから、町としましては農林漁業、商工業を含めて交付対象年齢の引き上げをしたいと考えております。

また引き上げ後、これを超える年齢の方については、これまでどおり産業等活性化補助金によって対応をさせていただきたいことをご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 今の町長のお話では50歳未満になるというお話であったのでしょうか。それとも今までどおりの45歳だったのでしょうか。聞きもらしましたので、50歳未満でよろしかったですか。49歳までですか。わかりました。では質問終わります。いいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて3番、本多浩議員。

○3番（本多 浩君） それでは質問させていただきます。スマート農業導入による農業振興について町長にお伺いします。

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を用いて農作業の効率化を図り、大幅な省力化、高品質生産を実現する可能性がある新たな農業であります。したがってこれまで農作業にかかっていた労力を減らすことで、労働力不足を解消することや新規就農者の確保や農業技術の継承を解決する手段として注目されております。またそのことにより、若い担い手への魅力ある農業の発信にも繋がると考えています。そこで3点について町長にお伺いします。

まず1つ目は、地域の特性にマッチしたスマート農業推進における具体的な取り組みや技術普及への課題をどのように捉えているのか。

2つ目は、農業後継者を町としてスマート農業を通じて支援する施策が必要ではないか。

3つ目に、スマート農業の方向性を定める中心的組織となる研究会を設置することについて、この3点についてお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは本多議員のご質問にお答えします。

まず第1点目についてですが、スマート農業技術の進歩は目覚ましく様々な農作業への応用が進んでいます。本町においてもGPSアシスト付き機械やドローンなど、少しずつ導入が進んでおり、今後の本町農業の発展には欠かせない手段の一つと考えております。そのような中、多種多様なス

スマート農業技術のうち、どの規模やどの技術が当町に適しているか、また需要があるか明らかにしていく必要があると思います。例えば昨年7月に町内において、非常に精度の高い自動操舵システムの説明会が開催されましたが、残念ながら参加者が少なく、また初期投資とランニングコストの高さゆえに導入に対する関心、需要はまだ少ないのが現状であります。今後も生産部会等で湧き上がってくるスマート農業に対するニーズを収集し、また関係機関と協力しながら当町にふさわしい技術の検討が必要であると考えております。

次に2点目並びに3点目の質問に合わせてお答えします。

先にスマート農業の方向性を定める中心的組織となる研究会の設置についてのご質問にお答えします。営農形態や規模に応じ、多種多様なスマート農業技術があることから、全体の研究会で総合研究を行うことも一つの考え方ではありますが、まずは各生産者部会やグループ等において省力化や生産性向上等の課題の整理が必要不可欠であります。その課題解決に向けて各部会等によるスマート農業に対する先進地視察や講習会の開催等の動きに対し、関係機関と連携して支援してまいりたいと考えております。

続いて、農業後継者をスマート農業を通じて支援する施策の必要性についてお答えいたします。

スマート農業技術の導入が省力化だけでなく生産性の向上にもつながるものということを考えます。先に申し上げましたように、各生産部会やグループによって整理された課題や解決策に基づきながら後継者に限らず、担い手がスマート農業技術を導入できるよう施策の必要性について検討してまいりたいと、このように思っておりますことで、ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 本多議員。

○3番（本多 浩君） 質問には十分応えていただけたのかと私は理解してるんですが、先ほど来より2名の農業者議員が農業のスマート化ということについて発言がありました。私も大きなスマート農業というテーマを取上げましたが、支援というものがあるからスマート化に取り組む、そのような段階ではもうないのではないのでしょうか。スマート化しなければ就農者がさらに減少すること。そしてこれは大きな問題です。高齢化の中で農業の持続化が許されない状況にきている。そのことが大きな問題であります。まさに追い込まれた中でのスマート化であると認識していただきたいと思います。そのような中で自助、共助これは当たり前です。もう取り組んでおります。そのような中で公助というのが、これからの農業に大きな意味があるのではないかと考えております。ぜひ町長、そして農務課の皆さんが先頭に立ち支援あるいは応援体制を構築していただきたいとお願いしておきます。くどいようでございますが、これからのスマート化する農政への決意を再度、町長にお伺いして質問といたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

現状認識、議員おっしゃいましたが、私も議員と全く同じでございます。スマート農業について申し上げますと、ロボット技術、通信技術様々ございますが、この現状、収益性あるいは競争力の向上ということで農業経営の中でしっかりやって、議員おっしゃいましたように農業の生き残りをかけて取り組む必要があるということでございます。こうした技術を駆使しなければ、これからの農業は生き残っていけないということになるかもしれません。そういう認識からいたしますと町と

しても、こうした農業者への対応がしっかりとできるように、これから担当課含めまして真剣に勉強してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 本多委員よろしいですか。

○3番（本多 浩君） はい。

○議長（真柄克紀君） それではこれで3番、本多浩議員の一般質問終わります。

続いて4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） ただいま議長の許しを得ましたので、名誉町民の選考についてという題目で町長に伺います。

平成31年4月1日に、せたな町出身で東京都在住の中村隆俊さん、中村秀夫さんのご兄弟がせたな町名誉町民に選出されました。これは令和元年6月号の町広報で報道され町民の大きな話題になりました。しかし私は忘れてならない人は、ご兄弟の兄にあたる長男の故中村哲夫さんです。ご兄弟からは、町への郷土愛から多額のご寄付をいただいておりますが、特に哲夫さんは旧北檜山町の個人病院が経営難から廃業となることを、大きな郷土愛からそれを引継ぎ道南ロイヤル病院として開院し、町にとっては無くてはならない病院として現在に至っております。隆俊さんは、町民プールの建設資金の原資として5,000万円、秀夫さんは、地域医療を担う人材育成の奨学資金原資として1億円のご寄付をいただくとともに、故郷せたな町を多方面から広くPRしていただいているなど大きな功績があります。名誉町民として本庁ロビーに写真と事績をパネル化して、町民に広く周知しているところですが、哲夫さんの功績も2人の兄弟に劣るものでは無いと考えるところです。故哲夫さんにも名誉町民の称号を授与してはいかがかと思うことから町長の考えを伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 橋本議員のご質問にお答えいたします。

私も議員言われるとおり故中村哲夫先生は、せたな町にとって忘れてはならない恩人であり功労者だと思っております。旧北檜山町の大規模な個人病院が経営難等の問題から廃院となることから、町としても大きな問題として対応に苦慮していたところ、生まれ故郷である北檜山の人困ることを良しとせず、そのことから病院施設を引受けて道南ロイヤル病院として、平成6年1月5日に開院して頂きました。現在、道南ロイヤル病院は、正規職員177名、非常勤職員14名、派遣職員14名、合計193名の陣容で内科、外科はもとより、慢性期、回復期さらに在宅医療まで一貫した質の高い医療を提供していただいております。特に透析施設が完備されているなど、町にとって大変重要な病院となっております。議員のご指摘のとおり道南ロイヤル病院の開院から、ご尽力いただいた中村哲夫先生は、平成13年に北檜山町功労表彰を受賞したあと、平成19年11月13日に故人となりましたが、せたな町における功績については、弟の中村隆俊先生、秀夫先生ご兄弟に並び称されるものであり、現在、町の名誉町民条例では故人を対象としていないことから、条例改正を含め前向きに検討して行きたいと考えていることで、ご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 故人が対象でないということはわかります。ぜひ故人も名誉町長にさせていただきたいと思っております。これは私の考えですから答弁は要らないと思っておりますけれども、この哲夫さんのご子息であります哲也さんが現在、雅荘再開の協力に至らなかったことは非常に残念ですが、

イムスグループの理事長として頑張っておられる方です。もしできるものなら、その方も同時に名誉町民にさせていただきたいと思っておりますので、その辺どういう考えかお知らせください。

以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

ただいま新たな提案がございましたが、この件につきましても、この先ほど中村哲夫先生の名誉町民について前向きに検討したいというふうに答弁いたしました。その際、議員からも提案ございました哲也現理事長についても含めて検討させていただきたいというふうに思います。議会と一緒に検討するという事になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 橋本一夫議員の一般質問を終わります。

続いて10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） 私からは町長に1点質問いたします。

コロナ禍における婚活事業及び対策についてというタイトルでございます。令和3年度一般会計予算で地方創生事業推進費において出会いの広場実行委員会補助金130万円を計上しております。町内の独身者に対し出会いの場を提供するこの事業は、地元に住み続けたい意欲の高揚や地域活性化を図るためにも効果的な事業だと私も思ひます。しかし令和2年度はコロナ禍で事業の実施が難しく予算も減額補正されました。感染防止対策など事業の実施にあたってはハードルも高くなりますが、時間は留まることなく過ぎていきます。令和3年度はなんとかこの事業を推進し実施できるような取組を考えているのか次の2点についてお伺ひします。

まず1点目でございます。新年度の計画内容、これはコロナ禍における現在の取組み。

それから2点目、インターネットやオンラインを活用した事業の推進についてどのように取り組んでいるか、2点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員の質問にお答えいたします。

まちづくり推進課所管で実施した婚活事業については、平成28から30年度の3年間で渡島地域半島振興促進事業として今金町と連携し、町内男性と町外女性による婚活イベントを実施してきましたが、参加者総数約130名中31組のカップルが成立するなど、事業をきっかけとした出会いの効果は大変大きいものであったと分析しております。婚活イベントで得た出会いの効果を最大限に活用するため、その後もせたな町単独で町内在住の独身男女や異業種交流などに視点を変え事業を実施してまいりました。令和2年度についても事業の実施に向けて出会いの広場実行委員会では様々な議論を重ね、女性の参加対象を札幌圏域へシフトし、出会い系イベント専門業者に委託することとしましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となってしまいました。

今回ご質問の新年度の計画内容、コロナにおける取組でございますが、事業企画及び実施など引き続き専門業者への委託を考えておりますが、道内外各地で行われているコロナ禍での同様の事業をリサーチしながら企画してまいりたいと考えているところであります。

また2点目のオンラインを活用した事業の推進についてであります。出会いの広場実行委員会では、いろいろな意見も出ております。今回の議員の提案も踏まえ、今後の実行委員会ですら十分に検

討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問させていただきます。

町長の今お話あったことは、今まで既存これまで行われていたことを今年もまたそういった業者に委嘱するというございます。私が今回一般質問で取上げたっていうのは、コロナ禍において、結局、皆さんとの出会いの場、そういった前の婚活ツアーそういったものが一切行われぬ。そういう中で時間がどんどん経ってって適齢期を迎えたもしくはそういった希望のある人が、一切何も活動しないままに過ぎていく、この時間が非常に尊いものがあるってほしい。だから私はそういった意味で、今回こういう情報化の社会の中では、インターネット、オンラインを通じた中での出会いっていうようなこと。その中には出会い系っていうのは悪質なものもございます。しかし町がそれを仲介することによって優良な案件、それを皆さん方に情報を共有するとともに、先ほど町長言われました町内、道内、日本国内あらゆるところから、このせちな町に興味ある方、そういう方たちの情報を取って、そして今コロナ禍で動けぬ中ございますけども、オンラインを通じてお話をするとか、ラインを通じて意見の交換するとか、そういったものを加えてそしてコロナが沈静化するとその時に、すぐまた皆さんの相手の方とお会いになったり、お話をしたり、来てもらったり行ったりということでの今回は一つの礎になるというふうな点で、ぜひこれは先ほど検討するじゃなくて、これはやはり即実施するというふうな形でやってほしいと思ひんです。ただ予算的なことで費用はそんなにかかるものではないと思ひんです。民間でもこういう出会い系っていうんですか、婚活のイベントに対する有料なサイトもあるようございますけど、そういったことも通じて、情報を通じて独身の男性、女性、老若男女問わず皆さん方から希望がある、そういったニーズに沿ったものを町からも情報発信していくと、これは非常に大事なことでないではないかと思ひんです。今町長の答弁から聞いたのは、何かちょっと少し足りないという気がしたんです。だから去年何もしてないんです。今年も今委託しますでは駄目なんです。私はすぐ取り組んでいただきたい、そういうふうに希望いたします。

町長の考えをもう一度聞きます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えさせていただきます。

結婚を望む独身者の願いを叶えるために大変重要な事業であるというふうに認識しております。このような出会いの機会を重ね互いに理想とする相手との出会いに結びつけていきたいというふうに考えております。そうした意味において、このコロナ禍ではありますが出会いの場の提供、これは何としても実施できるように汗をかいてまいりたいと。そうした中でどのような形で実施できるかどうかという点につきましては、最初の答弁で申し上げましたように、こうしたコロナ禍で同様の事業をやっているそうした例がたくさんあるかと思ひますので、そうしたものを十分リサーチをさせていただきながら実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 以上で平澤等議員の一般質問を終わります。

続いて6番、道高勉議員。

○6番(道高 勉君) それでは、私から1点ご質問させていただきます。町政執行方針の課題の取組についてでございます。

令和3年度町政執行方針の前段で、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下の中で、本町は令和3年度から普通交付税の一本算定、人口減少などによる依存財源の減少予想、そして地域経済の落ちこみなどによって例年とは異なる環境下での町政執行を行うことになるとしているところであります。町長は、このような厳しい現状を踏まえながら各種の施策に取り組むとしておりますけれども、特に執行方針で触れられていなかった次の町政課題について所信を伺いしたいと思っております。

まず1点目、令和3年度予算編成における経常経費などの節減状況、経常収支比率及び行財政改革計画の策定についてであります。

2つ目、ウイズコロナ禍など生活環境の変化により、すぐには経済的に回復する見込みのない商工業者や宿泊業者等に対する継続したリスク低減及びせきたな宿泊割引支援対策についてであります。

3点目、昨年12月から2月までの冬季間、新型コロナウイルス対策の一環として北檜山市街地を一円としたまちなかバスの試験運行の評価と今後の市街地等公共交通網再編の取組みについてお伺いします。

4つ目、新年度における地域密着型せきたな雅荘の再開対策について、以上4点についてご質問をさせていただきます。

○議長(真柄克紀君) 高橋町長。

○町長(高橋貞光君) それでは道高議員からは4つの質問をいただきました。

まず1点目の質問にお答えをさせていただきます。経常経費等の節減状況であります。前年度対比で申し上げますと、物件費は各経費の削減、節減に取り組んでいるものの、スクールバスの運行経費や情報処理システム経費の増加により1,700万円の増となりましたが、旅費、消耗品費において削減目標である20%削減、800万円の減となっております。

維持補修費は、各施設の維持補修経費の削減により300万円の減、補助費等は一部事務組合に対する負担金、病院事業会計への繰出金など4,600万円の減となっております。

義務的経費につきましては、人件費は退職者などによる3,200万円の減となっておりますが、会計年度任用職員の共済組合負担金が今年度より増えております。

扶助費は、高齢化に伴う社会保障関係経費が年々増加傾向となっており1,100万円の増、公債費は償還の減少により4,900万円の減となっております。このように厳しい予算編成となりましたが、必要な行政サービスの提供は維持できたものと思っております。

次に経常収支比率については、財政構造の弾力性を表す指標であり一般的に70%から80%が望ましい数値とされておりますが、町村の場合90%を超えると財政が硬直化していると判断されております。この比率が、普通交付税の縮減期間が始まった平成28年度は82.4%、令和元年度87.5%、一本算定となる令和3年度見込みでは88.5%、普通交付税の減少などの影響により上昇傾向で推移しております。このままでは退職者不補充や事業見直しなど経常経費の削減はしているものの、会計年度任用職員による人件費や特別会計への繰出金が増えるものと予想され、スピ

ード感をもって各種補助金の見直し、公共施設の統廃合などを進めていかなければ経常収支比率の改善はできないものと考えております。このようなことから、現在、財政計画の策定作業を進めており、計画年次は令和3年度から12年度までの10年間とし、持続可能な財政運営のために必要な財源を確保し、歳入に見合った歳出、身の丈に合った歳出を理念に財政構造の改革を進めております。

また、行財政改革計画の策定につきましては、財政の健全化や行政の効率化を推進するためには、継続的に行財政改革は必要と考えておりますので、計画策定に向けて取り組みを進めて参ります。

次に2点目のコロナ禍及びウィズコロナにおける支援策につきましては、先日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でもご提案させていただきましたとおり、感染症への予防、防止対策、長期化する町内経済へのダメージと住民生活の疲弊を緩和するため、町民一人一人に1万円分の地域応援商品券を配布し、感染症の予防、防止対策及び町内循環型の経済対策を実施するとともに、経営に大きな影響を受けております町内産業事業者等に対しましては、産業等経営維持臨時特別給付金を給付することで、今後の事業継続と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、せたな割事業も引き続き令和3年度で実施し、GoToトラベルやどうみん割とともに宿泊事業者支援を図ります。なお、これらの経済対策や支援対策につきましては、国の第3次補正によります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に3点目のまちなかバスに関する試験運行の評価についてのご質問ですが、本事業は、開始当初から運行方法や運行ダイヤなどで様々なご意見や要望等をいただきました。総合的な評価としましては、すべての方々のご要望にお応えすることができない部分もございまして、利用されなかった方々もいらっしやったようですが、利用実績を見ますと12月は17回運行中56人、1月は16回運行中41人、2月は15回運行中81人となり、利用者からは好評であったという声もお聞きすることから、当初の目的であった町内交通事業者の支援、徒歩での移動が困難な方々の移動手段の創設、商店街での買い物などの促進については概ね達成できたものと評価しております。

また今後の市街地等公共交通網再編の取組みについてですが、市街地等の公共交通の再編に向けては、今回試験的に運行しましたまちなかバス事業が少なくとも今後の目安となり得るのではないかと考えております。さらには、その他の地域においては、せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、それぞれの地域の実情に合わせながら段階的に取り組んでいきたいと考えております。

次に4点目の新年度におけるせたな雅荘の再開対策についてということですが、せたな雅荘の再開は、町の介護福祉施策に係る重要な課題と認識しております。しかしながら現段階ではまだ再開についての見通しが立っておりません。現在、再開に向けて北檜山恵福会が主体となり事業承継先を模索しているところであり、町としてもこうした北檜山恵福会の動きに合わせ、再開の可能性など情報収集に努めているところでもあります。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） それでは再質問させていただきます。

1点目の行財政改革等について、経常経費の比率が高まってきているということです。これ私も昨年度の予算について一般質問を3月の定例会でさせてもらいましたが、やはりしっかりと準備と申しますか、そういった備えをきちんと先行的にやるべきだという話もさせてもらいまし

たけれども、なかなか令和3年度スタートからそういう状況になっていないということは、町の姿勢というものはもう少し厳しい姿勢でないとならないのかと私は感想的に思ったところです。いずれにいたしましても、今年度中、3年度から12年度の計画を作るということでございますので、これは十分議会、それから町民説明責任、そして行財政改革の有識者懇話会があるわけでございます。これにはそれぞれの町民の方々の真剣なるご意見などが交わされているものと私は思いますけれども、やはり町民の目線の中でも、しっかりとした行財政改革計画の中で取り組んでいただいて、そういった策定作りがまず大事でなかろうかと。そしてまた担当する職員の力量、10年、20年後の町の人口、それから高齢化率、それから財政状況、収入は依存財源が減っていくという中で、今の大きなこのパイを10年後、20年後どうなんだとなった時に、これはもう自然と担当職員であれば分かるはずであります。そういったせちな町のワンチームとして総力を挙げて、10年後にはこういった形にするんだという見通しに立った行財政改革というものをしっかりと策定して欲しいということで、まずお願いをしたいと思っております。その点について町長の考えを再度聞きたいと思っております。

それから2点目のウィズコロナ禍に関する商工業者、宿泊業者については、先日のコロナ特別委員会でも議論をされましたので、それは私は理解するものであります。しかしこれから国のほうも延長しましたけれども、まだまだ変異株の関係で北海道のほうも発症してるという状況であります。新たなそういう環境下に置かれた時に対してなかなか収束の見通しが見つからない。そうなりますとまた1年かかった中で、そういうことが続くとした場合に自粛の影響が、また飲食店などの関係者にそういう不安、経営的な、せつかく令和2年度においてのコロナ対策でいろいろな支援を受けながら設備投資したものが無駄にならないように、やはりしっかりと継続したバックアップ体制というものが必要でないかと思っております。年間通じた中で収束の見通しが無い中で、町の基本的なバックアップ体制について再度どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

それからまちなかバスについては、試験運行した結果が2月の時には増えたということで、これはダイヤの改正をしたり、それは町民の意見を聞いたりしながら12月、1月よりも2月は増えたということで、それはおのずとそういう制度設計をする場合には、そういう地域住民の目線に立ったバスの運行というものが基本じゃないかと思っております。そういう中で再度、まちなかバスの運行の実施に際しては、基本的な姿勢というものを大事にしながら町民が喜んで活用していただけるような足の確保ということが大前提でございますので、私はその辺をきちんと担当課が制度設計する時には、そういう目線から一つお願いをしたいもんだなということでもあります。そしてもう一つは、デマンドバス化を、太櫓方面それから瀬棚方面、それから今年度大成方面からということもあるようでございますけれども、令和4年度までですか公共交通網の計画というのは、ですからこれも市街地に住む高齢者の方、交通弱者と言われる高齢者の方々が多く在住してるわけありますので、そういう点から見ますと1番最後のそういう対応したではなくて、1年でも早くそういうことの視点で解消を図っていただきたいと。できればデマンド化を取り入れた路線の確保ということについて協議をしてもらいたいと思っております。その辺について、今年度中にまた協議会で話をされると思いますが、またそういう面についての考え方についてお伺いしたいと思います。

それから4点目のせちな雅荘の再開であります。なかなか再開の見通しが無いということで、去

年の12月の議会でいろいろ質問させてもらいましたが、恵福会と一生懸命しっかりと協議するんだということでもありますけれども、この2カ月3カ月間、どのような話をしてきたのか、その進展の1番課題となっているものは何なのかということについて、その辺もう少しお聞かせいただきたいと思います。そしてもう一つは、もし再開できないとなれば、これはもう道の返還の補助金の問題が出てくるわけでございます。ですからその辺のためにも、これ長ければいつまでもということが無いということでの前回、道のほうの返答であったというふうに私記憶してはいますが、しかしそれもきちんとした町として目途をつけた中で、それに向かってきちんとあらゆる対策を取るんだということも町としての強い姿勢、それについて今年度の新年度における町の強い姿勢について、もう一步踏み込んだことがないのかと、町長の試案が無いのかと、施策が無いのかということについてお伺いして2回目の質問とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず財政の関係で1点目でございますが、財政の再建につきましては、合併当時、副町長でありました道高議員と一緒に汗を流して財政の非常事態宣言をして5年で健全化したと、5年で宣言を解除したということが思い出されます。あの時は、起債残高が大変多くて予算を組むのに苦労したということに対して、今回はそれとは別で、交付税の削減による歳入の大幅な減少ということが問題となってきております。行財政改革の取組としましては、多岐にわたる事務事業での見直しにより、多くの業務が本庁に集約され業務組織のスリム化を進めてきております。令和3年度から総合支所の再編については総合支所から支所に移行し、住民サービスに支障が生じないように窓口ネットワークシステムの導入を図っておりますし、また公共施設の統廃合の見直しについても現在策定中の個別計画に基づき、施設の整理統合に向けて取組を加速させてまいります。財政収支バランスのとれた効率的な行財政の運営が求められていることから、引き続きせたな町行政改革推進本部を中心として取り組みを進めてまいります。当然、痛みを伴う改革となり得ることから、議会や町民の皆さんのご理解がなければ絶対できないものと考えております。職員のスキルアップも含めて、しっかり説明をさせていただきながら、また議会の協力もいただきながら財政改革に取り組んでまいりたいと思っております。

2点目のコロナ禍の関係でございますが、いまだ収束の見通しが見つからないというような中で、さらに心配しているのは、変異株の流行ということでございます。したがって今、随分感染者数が減少してはきておりますが、このあともそのまま減少していくのか、またさらに流行が拡大傾向になっていくのかという見通しもまだ立っておりません。そうした状況を注視しながら国道の対策も見ながら、この地域の経済あるいは住民生活をしっかりと守るという観点から遅れることなく、状況に応じて対策を打ってまいりたいというふうに考えております。

3点目です。町なかバスの事業ですが、今回は新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用しまして、町内交通事業者の支援のもと市街地における移動手段の実情を探りました。今後につきましては、試験運行の分析や地域の声、町内交通事業者の実情などをしっかり把握した上で、協議検討していきたいと考えております。デマンド化のお話も出ました。デマンド化に向けた取り組みについては、財政問題との取り組みの最中ではありますが、これはしっかり優先順位を決めながら対応

していかなければならないものというふうに考えているところでございます。

4点目の雅荘の関係、どこまで進んでいるかということでございますが、今のところ、ここまで進んだということを申し上げる段階ではございませんが、町としても、もちろん振興局などとの助言をいただきながら雅荘を再開させるという強い思いで、今進めているところでございます。もう少しで両者交渉に着けるといふ段階まで来ております。私の秘策がないのかというご質問でございますが、これはなかなか相手のあることで、これでこの秘策でこの難局を乗り切るといふようなものはございません。ただ町民のまだまだ雅荘を再開していただきたい、あるいは特老に入りたい人がまだまだいるという状況からして、これは何とか実現すべく恵福会と一緒に汗を流してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3回目の質問です。

1問目、2問目それから3番目わかりました。これから令和3年度がスタートするわけでございますので、逐次、私もそれに向けた取り組みについて勉強しながら対応させていただければと思っております。雅荘の関係、これ今、町長も秘策がないわけではないと。しかし今まだそう言える状況ではないとそれはわかります。私はやはり常に前に向かってネバーギブアップということを中心に申し上げましたけれども、この雅荘は、私が12月以降、何人かの高齢者の方のご意見を聞きましても、息子さんのいる、都会に出てサービスの良いところに入りたい。そういう方は確かにいるかわかりませんが、ほとんどの方が地元に残って施設でお世話になりたいんだというのが私の聞いた高齢者の方の願いでございました。ですから根本は我が町の町民を我が町できちんとサービスを提供するんだということが原則だと私は思いますので、そういう意味で一つお願いしたいです。高橋町政16年になります。今回、執行方針の冒頭に4年間最後の年になりましたということでありました。私は高橋町政、そして町長としての我が町に対する矜持というものを伺いたいと、それで終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをさせていただきます。

4点目の質問について質問があったと思っております。1点目、2点目、3点目それぞれ厳しい中でこれから取り組んでいかなければならないと思っております。4点目につきましても、そうした町民ニーズというのがありますので、これは再開に向けて最後まで諦めずに頑張っていきたいと答弁するだけでも汗をかいていますから、それ以上に汗をかいて頑張っていきたいと思っております。

それでこの次の4期の話で、4期16年、この秋に経過するということになります。これまでこの財政問題当初から旧町から引き継いだ財政質問ではじめ、いろいろな中で、これは副町長であった当時、道高議員とも共に汗をかきながらここまでやってまいりました。これは町民の皆さんにも議会の皆さんにも大変なご協力をいただいて、ここまで来ることができたということについては、心から感謝を申し上げたいというふうに思っているところでございます。これからまだありますので、残された部分については、しっかり舵取りをさせていただくということになるというふうに思

いますので、誠実にその職務にあたっていきたいと考えているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長お伺いいたしますけど、先ほどの4点目の件で3回目の答弁の時に具体的な形で進んでるようにも思えるような発言があったんですが、その点については、そういうあれでよろしいのかどうかということを確認しておきたいと思います。

○町長（高橋貞光君） それについては先ほど答弁差し上げましたように、まだ申し上げる状況ということではございませんということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） これで道高議員の一般質問を終わります。

皆様にお諮りいたしますが、通告11番の議員がまだ議場におりません。この件に関しては私も責任でございますが、3時までは欠席を許可してございますので、本来であれば次の形の中で問題点は整理しないとならないんですけど、取りあえず3時まで許可してございますので、皆様のご理解いただければ3時まで休憩したいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） ではご協力方よろしくお願ひいたします。

本人には、きつく申し添えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時45分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問に入ります前に一言お詫び申し上げます。のつびきならない所用のために、議長に3時まで遅刻の許可をいただきましたが、皆様には大変ご迷惑をおかけしたとお伺いいたしました。重ねてお詫び申し上げる次第でございます。

それでは町長に質問いたします。

昨年の12月議会における高橋町長に対する全会一致の問責決議に対する真摯な対応について伺います。昨年の12月議会における高橋町長に対する全会一致の問責決議は、町民と近隣町村に大きな衝撃を与えました。

①4期目満了間近の町長に、町民の税金を扱う立場として不誠実であり、職員に対する監督責任を問うとする問責を議会が全会一致で決議することは極めて異例であります。議員の中には、予算、決算に賛成している議員がいるにも拘わらず、例外なく全ての議員が問責決議に賛成したことの重大性を町長はどのように受け止めているのか伺います。

②今日に至るまで問責決議に対する議会本会議での釈明は一言もありません。その上、新年度町政執行方針でも全く触れなかったことは、町長の議会軽視がいかに深刻な状況にあるかということをお話するものであり、真摯な対応を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1つ目のご質問にお答えします。

問責決議に至った原因が令和2年度せたな町一般会計補正予算第10号にかかわり、議員皆様にご審議いただくに足りるだけの説明が出せないことが原因でありました。この点につきましては、私自身この決議を重く受け止め、今後、職員に対する管理監督に努め、この様に議会からご指摘を受けぬよう町政執行に取り組む所存でございます。

2点目ですが、1点目で答弁させていただいた通り、問責決議に対しては、重く受け止めましたことから一切釈明はいたしませんでした。また新年度町政執行方針については、問責決議を受けたことを念頭において原点に戻り、真摯な町政執行について町民目線で熟考し決定したものであります。そこには議会軽視に係ることなど一点もございませんことから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問を行います。

全く想定外の大変失望せざるを得ない答弁でありました。在職15年を超える町長に税金を扱う立場の不誠実さと、職員への監督責任を全会一致で問責を行ったことは、事実上の不信任決議であり極めて深刻な問題です。ところが町長の答弁からは、真摯な反省の内容そのものが全く伝わってこないのは誠に残念であります。この4年間の町政を振り返ってみますと目に余るものがあります。違法な専決処分の強行にはじまって、旧三杉荘補助金返還、国民宿舎強行廃止、雅荘再開対応、恵福会過大補助金返還問題、定置網被害放置、違法後援会看板、山麓通線民地対応、個別施設計画対応、院長退職問題、衛生センター不始末、これは一部事務組合ではありますが組合長はあなたであります。パワハラ、喫煙、タイヤ受入れ、財務規則違反等々失態とも言える事例が枚挙に暇がありません。何らの釈明もせず、受け止めたから一言も言わなかったんだということは、あまりにも不誠実であります。深刻に受け止めたのであれば、その内容を率直に語り新しい年度の方針にも的確に生かすという思いが議会や町民に伝わってこなければ、真に反省したのかどうかということについて、私どもは判断することができません。改めて真摯な答弁を求める次第であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

12月議会で補正第11号で原案可決というところで、私はこの提案した際に、この点について謝罪をさせていただきました。そのあと問責決議をいただきました。議員釈明という言葉でございますが、私はこの場に及んで私から釈明、いわゆる弁解だろうというふうに思いますが、釈明をさせてほしいということは、逆に議員の皆さんに大変失礼なことであり、議会軽視に繋がるというふうに思っているところでございます。そうした意味から重く受け止めこのことをしっかり胸に、これからの責任を果たしてまいりたいということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今のあなたの答弁で納得できる人がいるとすれば、むしろそのほうが不思議であります。一切釈明しないことが釈明だというその論理は、極めて欺瞞的であり、不誠実だということを厳しく指摘しておきます。これ以上、再々質問、再々答弁をやっても全く無意味でありますから次の質問に移ります。

議会運営上不適切と認めながら、専決処分は適正とする詭弁を改め、違法行為を率直に認めるこ

とについて伺います。

① 12月議会で町長は、事業完了後、国の検査を受け、適正に執行されたことが認められていると答弁しました。地方自治法の専決処分の適、不適の判断は、国の検査の権限外の問題であり専決処分が適切だと認められたと主張するのであれば、それを証明する国の検査書類の写しを提出してください。

② 12月議会で町長は、自身が強行採決した専決処分は、議会運営上不適切な行為にあたることを認めました。この行為こそが地方自治法第179条第1項違反の本質であります。臨時議会招集時に自身の意思で議案を提出しなかったにも拘わらず、後付けで議会の責任に転嫁するのは許されない行為です。違法な専決処分を強行せずに、議会当日クラスター関連予算を含む補正予算に議案を差し替えるなどの適法的な措置を取らなかった理由を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の2問目の質問にお答えをいたします。

1点目のご質問は、令和2年12月議会で菅原議員の質問にお答えした私の答弁についてと思います。その内容は、当該事業につきましては、若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会が国に採択された国庫補助事業であり、事業完了後には、国の検査を受け適正に執行されたことが認められておりますとしておりますと申し上げました。当該事業が国庫補助事業として適正に執行されたことについて答弁したものでございます。

したがいまして、国が専決処分に対し適法、不適法について判断する立場にはございません。ご理解を願います。

2点目のご質問にお答えをいたします。

この事案に係る専決処分については、地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切である旨の答弁をしております。専決処分に係る町議会上の手続きも適正に終わっております。当該事業の補正予算に係る専決処分に至った経緯について説明させていただきます。当該事業は、平成28年度に国の補正予算として措置されており、町としては3月31日までに補正予算を措置しなければならず時間的に制約がございました。31日、午前10時開会の臨時会に議案の提出が出来ず、年度末で次の臨時会招集についても時間的に余裕がないことは明らかであり、また私が議長、産業教育常任委員長、副町長の4者協議の際、産業教育常任委員会で継続審査中の案件であることを理由に議案の提出を議会側から事実上拒まれ、議決しない旨の意思を表明されたものと受け止めました。このことから地方自治法第179条第1項の専決処分要件の議会を招集する時間的余裕がないこと、また議会において議決すべき事件を議決しないときにあたると判断いたしました。このことから本町における農業振興政策において、この事業は必要不可欠であることを勘案して地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行ったものでございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。

この問題で一般質問答弁、何回かやってきましたが、いよいよ町長の論理は破綻したなど、論理展開に極めて無理があるなどというふうに思います。まず議会開催中に議案も出さずに専決処分を行

うことを地方自治法は認めていません。それが許されるのであれば議会は不必要になり、町長の独断が許されることとなります。専決処分を判断する権限のない会計検査院の検査を持ち出すこと自体、町長の論理の破綻を示すものであります。12月議会の答弁は、根底から狂っていると、噛み合っていない、ごまかしだという指摘をさせていただきます。

②平成29年3月31日の専決処分は、地方自治法第179条第1項に違反していること。ここに本質があります。3億5,000万円というこの事業が数年前からの経過があったにも関わらず、直前まで担当課内でも情報が共有されていませんでした。議会への報告も3月定例会の2日前でありました。当然、翌日の委員会で審査は終わらず3月29日の委員会でも継続調査になりました。そのため3月31日の臨時会に議案を出さなかったのは町長自身の判断であります。我々は一切拒否するという態度はとっておりません。事実を作り変えないでいただきたい。これは強く抗議しておきます。どうしても必要だというのであれば、先ほど申し上げましたように議案を差し替えるか、追加議案の提出をすべきでした。臨時会を招集する暇はあったんです。前の日に招集をして翌日3月31日に開催されてるんです。物理的にも時間的にも十分余裕があったにも係わらず、臨時会を招集しておきながら、その臨時会に議案を提出しなかった、あなたの責任が全てであります。これは全く違法行為なので少なくともこれまでの答弁については訂正を願います。そしてもう一つ驚いたことには、議会手続上は不適切だったと前回まで認めていたんです。そして当時の議長しておりました私とあなたの間で合意文書の不適切だということをお前はしっかり認めて、そのことがずっと既成事実となって昨年12月まで進んできているんです。にも係わらず今日この場でまた否定するんですか。ひっくり返すんですか。先ほど議会手続も適切であったと答弁しましたが、一体どこまで答弁をひっくり返すとあなた満足するんですか。行政の一貫性というのは、どこへ行ったんですか。責任を持った答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、何度も議員とのやりとりがございました。私は一貫して179条に照らして適切に専決処分を行ったというふうに答弁をさせていただいているところでございます。国が認めたという部分については、これは事業が計画どおりやられているかどうかという、これは国の検査でございますので専決処分とは関係ございません。不適切と認めたのではないかということをおっしゃいましたが、これは30年5月17日に議会と町とが取り交わした5点の合意事項その1点目です。継続中の案件を議会の反対を押し切って専決処分するという事は、不適切な行為であり、今後、常任委員会等で継続中の案件の専決処分は再び行わないこととするということだというふうに思いますが、これは議会運営上のことでございまして、この179条の話をしていることではございません。したがって、今後、常任委員会等で継続中の案件の専決処分は再び行わないということでございますので、それ以降、私はこのとおり専決処分は行っていないということで、ご理解できるかと思っております。お願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、私ね再質問でやめるつもりで原稿作って来てないんです。再々質問の原稿は。今のあまりにも酷いですから、それは再々質問せざるを得ません。めちゃくちゃです

よ今の答弁。全然答弁になってないじゃないですか。会計検査院が立派に検査を通ってるという答弁をしたのはあなたなんです。全然関係ない答弁したじゃないですか。結局12月議会で専決処分の適法性に対する反論の根拠として、会計検査の話を持ち出したのあなたなんです。自分で答弁したことを自分で平然と否定すると、一体どうなってるんですか。それからさっきの答弁支離滅裂ですね。議会手続自体も違法であったということを認めたのが、私とあなたの合意なんです。最初の答弁であなたなんて言いました。議会の手続も適切だし、専決処分も適切だと言ったんです。私とあなたの合意と、先ほどの答弁は全く整合性がないんです。合致しないんです。これは質問を重ねれば重ねるほど、あなたの答弁の論理の破綻というのが浮き彫りになってまいります。多分、再々質問に対する答弁も例の高橋流で本質をごまかした答弁になるでしょう。しかし回数ルールありますから4回目の質問はいたしませんから6月議会でまたやりますから、慎重に答弁してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをさせていただきます。

議員のご質問で会計検査院の検査というくだりがございました。このことについては、今議事録調べましたけれども、会計検査院というお話はしておりません。国の検査を受けたという話をしております。検査は、議事録にもありますとおり事業が適正に執行されたと、計画どおりやられてるか、やられてないかというそういう検査でございますので、これは適切にやられたということで、ご理解をいただきたいと、そういう答弁でございます。

それから先ほどの不適切な行為という話なんです、これは先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、これは議会と町、菅原議員と町ということになりますか5点の合意事項でございます。これは継続審査中の案件を議会の反対を押し切って専決処分することは不適切であると、今後このような専決処分は再び行わないということでございまして、このことが地方自治法の第179条に違反しているということではございません。と申し上げますのは、継続審査中の案件を専決処分をしてはならないということでは179条はございませんので、それはそういうことで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁は会議録に基づいて徹底的に精査して6月議会でまた改めて質問いたします。

それでは3問目、雅荘再開の見通し、補助金返還に関する檜山振興局の書面の提示及び介護事業持続化基金、仮称であります、構想についてお尋ねいたします。

①12月議会で町長は、雅荘が再開出来ないとは判断していないので、恵福会と相談すると答弁しました。これまでの相談内容と再開の見通しを伺います。

②12月議会で町長は、再開を検討しているので補助金返還も迫られていないと答弁しました。そのことを裏付ける檜山振興局の書面の提出を求めましたが未提出であります。理由を伺います。

③町長選挙が終わる9月まで補助金返還の心配はないとする話があるそうでありますけれども、事実でしょうか。

④雅荘の利活用と当町における介護事業の持続化のため、財政調整基金の運用による介護事業持

続化基金を設け、民間の事業所も参加する介護事業経営持続化協議会を設置することを提案しましたが、どう検討されたのか伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員3問目の質問にお答えいたします。

まず1点目、北檜山恵福会理事長とは12月議会定例会以降、二度に亘って協議を行っておりますが、現段階では再開についての見通しが立っておりません。道高議員にお答えした内容と重複いたしますが、現在、再開に向けて北檜山恵福会が主体となり事業承継先を模索しているところでございました。町としてもこうした北檜山恵福会の動きに合わせ、再開の可能性など情報収集に努めているところでございます。

2点目のご質問ですが、檜山振興局社会福祉課長名でいただいた文書を3月5日付けで、議会議務局に提出しております。それを見てもお分かりのとおり補助金返還の有無については、財産処分承認申請書を北海道に提出し、その内容に応じて判断されるものであります。先ほども申し上げましたとおり、現在、北檜山恵福会が主体となり事業承継先を模索しているところでありまして、そうした段階ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目のご質問ですが、そのような事実は全くございません。もし、おっしゃった方を教えていただければ、私のほうからきちんと説明をさせていただきたいと思っております。

4点目のご質問につきましては、12月定例会におきまして議員からご提案がありました基金と協議会の設置についてであります。基金については、社会福祉基金や担い手育成基金など既存の基金で十分対応できるものと判断しております。新年度から予定している介護従事者確保、定住対策事業などは、これらの基金を活用し介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めてまいります。

協議会につきましては、民間主体で設置提案ということでありましたが、一部の事業所からも持続的に介護提供体制を図っていくためにも、課題の共有、課題解決に向けての必要な対応策などを協議する場を設けて欲しいという声もありますので、協議の場の設置についてこれから検討をさせていただきたいと考えておりますこと、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず1点目ですが、結局何も進展していないということですよ。丸々2年になるんです。4月からは3年目を迎えるんです。いまだにそういう答弁であれば、恵福会と協力をして再開のために取り組んでいるという答弁そのものが全く事実の裏づけのない、空虚なその場逃れの答弁だと言われてもやむを得ないだろうと思っております。もともと恵福会は、これ以上経営できないからといって撤退したわけでありまして、恵福会頼みの事業打開というのは、実際上無理だという現状での判断をせざるを得ないと思っております。今後、恵福会を例に挙げての打開策という理由は一切やめていただきたいと申し上げておきます。

それから2つ目ですが、社会福祉課長から書面が出たんだとおっしゃいましたね。そのコピーを私にもいただきましたよ議長を通じて。押印されていませんよね。印鑑押されてますかこれ。公式の行政文書とは言えません。こういう作業は、第三者であっても作りうる可能性があるんです。た

だパソコン操作すればいいわけですから、真実社会福祉課長からのものであるとすれば、それを裏づける押印が必要です。もう一つ言っておきますが、私が求めているのは、社会福祉課長からの書面ではないんです。そういうことを言ってるんじゃないんです。ことは1億5,000万円の返還に係わる重大なやりとりでありますから、少なくとも振興局長名でせたな町長宛てに書面が出されなければ、これは議会として、そうかと了承するわけにはまいらないのであります。先ほどの答弁をなぞって見ても、再開の努力をしているうちは補助金返還を求められないんだと。この答弁一步も出てないですよ。それからもう一つ、新たな答弁内容がございました。それはせたな町からそうした諸手続の申請を待って道が判断するという事なんです。せたな町が手続しなければ未来永劫に補助金返還しなくてもいいんですか。タイムリミットっていうのはないんですか。いつまでも塩漬けにできるんですか。だから町長選挙がある9月まで補助金返還はされなくてもいいという密約があるんじゃないかという話が出るわけです。出るには出るだけの根拠があるんです。私は、きっちりタイムリミット切ったらいいと思います。町長が再開する再開するって言うてるわけですから、やっぱり住民はいつ再開するんだろうということは依然として期待感あるわけです。それから少し前の確認ですから今日時点でどうなってるかわかりませんが、社会福祉法人恵福会のホームページご覧になりましたか、雅荘まだ募集してる。経営してることになってるんです。今日の時点で削除されてるかもしれませんが、少し前まで雅荘はこうだというホームページの掲載になってるんです。これはもしそのホームページを見て申し込む家族がいたとすれば、一体何じゃいと、どうなってるんだという話になりませんか。やっつてることがこういうことを言うと失礼な表現になるかもしれませんが、ちょっと支離滅裂なんですよ、むちゃくちゃなんです要するに。町長もっと真剣にやってくださいよ。真偽のほどはともかくとして、9月まで返還しなくてもいいみたいな話が出る事自体がもう終わってるんですよ。いまだにいつ再開するかを目途っていうのは立てられないわけでしょ、あなたの答弁聞いた限りでは。もう3年になるんですよ4月に入ったら。そんなに甘いものなんですか。あなたはそれじゃいつを決断するんですか。いつを目途にして結論を出すと、ここで明快な答弁を求めたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

大変、菅原議員、心配していただいていることにつきまして、本当にありがたいと思っております。振興局からの文書に印が無いということですが、これは今、道の規定で押印省略ということが通例となっておりますので、これはそういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

9月までの返還はないと、これは先ほど答弁したとおりそういうことはございません。いつまで待ってくれるんだというご質問であります。これは財産処分承認手続という手続がございます。補助金の返還の有無等については財産処分承認申請書の提出をして、その書類の内容に応じて判断することになります。財産処分承認申請書というのは、これは事業承継してもしなくても、これは提出しなければなりません。事業承継なった場合には、これ提出しても補助金返還ということにはならないということがございます。こうしたことで、これからはっきり頑張って再開を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に答弁漏れがありますから答弁させてください。いつまでに決断するんだということです。

○議長（真柄克紀君） それは私も聞こうと思ってございました。今の段階でいつまでに目処を付けるのかという質問がありましたので、できる、できないはわかりませんが、まず答弁だけはしてください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

これはいろいろ手を尽くしても事業承継ができないという判断した時点になると思います。

○議長（真柄克紀君） ようするに今は示せないということですね。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私の質問に対する答弁ではないんです。それは了解できません。明らかにしてください。

○議長（真柄克紀君） 再度、いつまでに目処を付けるかという質問だったと思います。

○町長（高橋貞光君） それはこれからの動き次第ということで、いつまでということには答弁しかねるものでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） この質問も私再々質問を用意してないんです。だけど答えない以上は再々質問せざるを得ません。今の答弁になってないですよ。非常に不誠実です。時期を示さないんですから。別の言い方をすると時期を示せないということなんでしょうか。だから町長選挙がある9月までは閉鎖しないと、そういうことになるんじゃないかという話が出てくるんです。もう私はタイムリミット過ぎてると思います政治的には。町長が少なくとも言いましたが、自分が財産処分の申請書を出さないうちは、道のほうでは動かないってこういう答弁でしょ。だからそれをいつまでやるんですかって聞いているんです。示せないって、そしたら3年も5年も10年もなんですか。仮にあなたの町長やっているうちはと言う前提条件付けておきますけれども、そんなばかな話ないでしょうよ。それからこれは補助金問題だけが問題なんじゃないんです。再開してほしいという厳然たる地域ニーズがあるんです。自分の目の前に介護施設があるのに、そこに何で入れないんだと。町はどう考えてるんだというこの疑問にいつまでに答えるんですか。これはあなたのお答えがなければ、予算審査特別委員会でもさらに質疑は積み重ねる予定でおります。ついでにもう一つ言っておきますが、介護事業持続化基金構想、これはあなたがおっしゃるようなことを提起してるんじゃないんです。2億円の基金をしっかりと目的基金として積立てて、それとリンクする形で民間参加の協議会を作ると、このことによってせたなの介護行政の将来を安定させるということなんです。もう一つ言いますと、雅荘再開の絡みとも密接にリンクする構想を私は持っています。それはここでは申し上げません。こうすれば再開できるなというプランはこの中にありますが、それはここで申し上げません。あなたのほうからも率直な答弁が何もないからです。究極の方法は全くゼロではないんです。これも状況によっては、予算審査の中で展開したいと思います。

誠意のある再々答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この返還の時期については、今そういうことで努力しているところでございますので、その時期については申し上げられないということでご理解をしていただきたいというふうに思います。菅原議員おっしゃいました雅荘の再開をしてほしいということについては、私も議員と全く同じ考えでございます。そのために今、努力しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。決して町民も町も、もちろん菅原議員もそうでしょうが、この補助金の返還をするということではないと。雅荘の再開を目指すということで、この部分についての意見は一致しているものというふうに認識をさせていただきました。基金についての話がございました。構想があるということですから、できればお聞かせいただきたいかというふうに思いますが、町の考えとしては今町で考えている対応につきましては、現状の基金でできると考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは4問目、町道山麓通線の民地買収、早期完了に向けた町長の行政責任についてお尋ねをいたします。正式な起工承諾書を取らずに着工した町道山麓通線改良工事は完成後21年が経過しました。昨年7月町長は、民地の所有権移転交渉を突然、顧問弁護士に丸投げしました。弁護士は、その後、地権者との面談を拒否し今日に至っています。

①そのため地権者は令和3年度の土地賃貸借契約の更新を拒否するなど険悪な事態に発展しております。この際、弁護士を解任し、直接、町長との地権者が誠意を持って協議することを求めます。

②最近地権者は、平成25年の地権者と町長の覚書は偽造であるとする主張を展開しています。真意の判断はさておくとして、所有権移転登記手続を町が職権で行う内容に覚書を変更すべきではありませんか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議員4点目の質問にお答えをさせていただきます。

町道山麓通線未処理用地に係る地権者代表との交渉につきましては、地権者代表の社会的立場と早期解決を目指し、昨年7月に議会の理解をいただき交渉窓口を町顧問弁護士へ委任し、協議を行いながら交渉を進めているところでございます。決して、突然、丸投げをしたわけではありません。また顧問弁護士と地権者代表との面談については、地権者代表が相続協議を進めていることから、その推移を把握するため面談を控えていたということであり、面談を拒否しているものではないと確認しております。

1点目の質問についてであります。令和3年度の土地賃貸借契約については、当初、町は直接地権者代表と誠意をもって交渉を進めておりましたが、地権者代表から理不尽な要求が続き業務の支障となっていたことから、やむなく顧問弁護士への交渉委任に至った経緯でありますので、解任は考えておりません。交渉を顧問弁護士に委任してからも覚書以外の理不尽な要求が続いており、交渉に時間を要しておりますが、険悪な事態に発展しているという認識はしておりません。今後も引き続き、顧問弁護士とともに交渉を進めてまいります。

2点目の質問でございますが、平成25年12月に締結した覚書は、当該用地の納税管理人であ

るなど相続人の中心的な存在である地権者代表と町の双方が合意し締結しております。これまでもこの覚書に基づき、平成14年度以降の当該用地の賃貸料を相手方が受け取られていることから、これは偽造ではないということは明らかなものであります。現在、令和3年度の賃貸契約について協議中ではありますが、覚書の主旨から当該用地の売買が完了するまで賃貸契約が更新され、町は賃貸料をお支払いする内容となっております。また相続に関する親族間での協議については、地権者代表の申し出により覚書のとおりご本人が進めるということであります。

以上のことから、今後、親族間での相続協議が整って代表相続人が定まった段階では、当然、町が責任を持って所有権移転登記の手続きをいたしますので覚書を変更する必要がないと考えております。町道山麓通線は、町道認定された道路法上の道路であります。ご承知のように町道としての供用は適正であり、今後も適切な維持管理と安全確保に努めてまいります。いずれにいたしましても、本件の解決に向けて引き続き鋭意交渉を進めていきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問いたします。

町長は多面的に答弁されましたが、あまりにも事実誤認あるいは事実を言えない答弁内容が多岐にわたっておりますので、これは会議録を精査した上で後日の委員会なり、議会なりで再度検討を加えたいと思います。

それで今とりあえず指摘しておかなければならない幾つかの点について再質問いたします。まず弁護士への委任問題なんですが、町長の答弁これは事実と反します。まず1点は、議会の承認を得て弁護士に委任したと、これ事実と反します。議会が了承する前に既に委任状を7月4日を出して、そして後付けで議会に報告をして、私は反対したんですよ。しかしほかの皆さんはそういうことなのかという経過があっただけでありまして、議会の承認を得て了承を得て委任したということについては、明らかに事実と反する答弁でありますから、これは訂正を願います。その際に私が指摘したのは、一体なぜ弁護士に丸投げしたんだと聞きましたら、相手方が弁護士に依頼し、弁護士が介入してきたから、こちらが弁護士に委任したんだという説明でありました。これは当時建設課長が出した書面で、きっちり残っております。ところがその時に本当かと聞きましたら、いや違っていましたという答弁してるんです。もう弁護士に相談してみようかなと思ってるという程度であって、弁護士に正式に先方が依頼したわけでもないし、ましてや先方が委任した弁護士がこの案件に介入してきたという事実はないってということなんです。さらにもう一つ言いましょうか。地権者が不法な要求してきたから、やむを得ず弁護士に委任したんだという言い方をしましたよね先ほど。これも事実と反することですよ。平成2年度の賃貸借契約は昨年3月4日ですが、円満な中で協定交わされているじゃないですか。その書類も議会に出てるんです。何かその時揉めたんですか。双方合意の上できちんと合意してますでしょ。ただしこれ単年度ですから、間違っちゃいけないんですが単年度です。でその後、地代金の値上げ要求なんて出てませんでしょ。町長、過去の新聞報道を見ますと不当な値上げ要求されたから弁護士に委任したんだと、こういう答弁してますが、こういう事実と反することを公然と口にしちゃ駄目なんです。大体平成2年の契約が交わされて、それ以降一切あなたは交渉してないんですから、交渉していない理由を事実もないことを持ち出して、不

当な要求したから交渉止めたんだという話になりますか。これ一つ一つやっていったら相当の分量になりますから、その程度の指摘にしておきますが、要するに弁護士に委任する根拠は何もないってことなんです。なぜならば一昨年10月29日の産業教育常任委員会の席上で、委員会側は担当者にご苦労させるよりも、決裁権者である町長が自ら地権者と話し合っ腹割って早いうちに解決したらいいじゃないかと申し上げております。あなたもそうすると明快な答弁をしているのに、たった2回ですよ、あなたが地権者に会ったのは。後付けでいろいろなこと言って弁護士に委任したと。これでは町長としての矜持というものが無いじゃないですか。あなたの代になってからもう16年になるんです。しかもこの問題の発端は、正式に起工承諾書を取らないままに工事終わっちゃったということなんです。これが問題のそもそもの発端になっているんです。町道認定そのものが適正か適正でないかっていう話じゃないんです。新設工事を行う時に、民地の地権者の正式な起工承諾書を取らないままに手を着けちゃった、完成したと、ここに問題があるんです。あなたが町長をやってる時の話ではありません。しかし行政は継続ですから、あなたの全責任でこの問題は早期に解決しなければいけないんです。解決すべき中身はたった1点、民地の買収です。所有権移転登記です。単純明快なんですよこの問題は。複雑な問題じゃありません。その1点を町長は誠意を持って、あなたの政治責任で早期に遂行すべきであります。弁護士との話についても随分あなた違うこと言ってますよね。弁護士は話し合いを拒否してないと、こう言いましたけど、会わないって言っているんですよ。そういう文書を私たちは受け取ってるんですから、会いませんって。それから地権者は弁護士立会いの上で町長と話し合わせてほしいと、こういうことも書面で申し上げてるんです。それを弁護士断ってるじゃないですか。結局、去年の3月から行政側と地権者の話し合いっていうのは全くないんです。もう一つ言うておきます。弁護士の言ってること相当無理あります。先ほど言いました起工承諾書、これは正しいんだっていう主張を展開しているんです。ところが行政側が一昨年の10月29日に出した議会への説明書類を見ると、これは印も押していないし、表紙もないし、決裁もないから正式の公文書とは言えませんと、議会に6月の時に承認してくれって言って提案したけれども、これは取消しますと、あなたのほうで正式に議会に、これは公式の書面とは言えないんだという報告書が出てるんです。それに対して弁護士は地権者にどういう答弁してるか。平成9年12月の時の起工承諾書は正式なものだということを地権者に言ってるんです。何で正式かというのと似たような印鑑を使った他の書面があるから、これは実印じゃないです。認印です。単に認印の文書もあるから、したがって起工承諾書も正しいんだっていう論理になりますか。法律の専門家がそういうこと言いますか。もう一つある別の文書の三文判を押した書類そのものが正当な文書だということを証明されない限り、そういう論理は成り立たないんです。役所が三文判使ってポンポンと幾つかの書類作るという余地だってあるわけですから、これは覚書が正しいんだという論拠にはなりません。しかもおかしいのは委任者である町側が、これは正式な文書じゃないって言うてるのに、委任を受けた側が正しいんだと、こういう話がありますか。だから混乱するんです交渉は。むちゃ言うてるのは弁護士のほうです。それからもう一つ申し上げておきます。町長が委任したのは所有権移転登記に関する委任なんです。所有権移転登記に関する協議してますか今。1番新しい顧問弁護士からの文書を見ますと、もう所有権移転交渉のいの字も無いんですよ。いきなり土地の賃貸借契約新たに結びましょうという書面を地権者に送ってきてるんです。その内容た

るやびっくりしました。令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とすると。何でこんな要求をするんですか。今まで去年もおととしも単年度契約更新なんです。単年度、単年度でやってきているその事実を踏まえた上で、こんな5年間も延長しろなんて話になりますか。その根拠を平成25年の覚書に求めるということになりますと、弁護士の言ってること二重、三重に支離滅裂です。今大事なことは、所有権移転登記を1日も早くやるためには、どうしなきゃいけないんだと、この話なんですよ。あなたがそこを弁護士に委任したんです。肝心要の業務をやらないで、締結不可能な条件を付けて土地の賃貸借契約の延長の話をする。だから地権者も駄目ですという返事してるんです。これはまとまらんと思いますよ私は。まとまらんかったらどうなるんですか。そういうわけでこれは、町長が決断しなければ解決しないんです。これ難しい問題じゃないです。単純明快に申し上げますが解決しないです。相手を幾ら悪く言ったとしても、それはあなたの自由ですけども用地買収はできませんよ。用地買収する責任は誰にあるか。政治責任は誰が持つべきか。町長なんです。自分でやらないでにおいて相手が悪い、地権者が登記するって言ったのに約束守らないって、そんなことで行政責任を免れることができますか。行政が必要で作った道路です。その時に民地がある場合に行政の責任で解決しなきゃならんのです。その責任あなたはなぜ全うしないんですか。新設されてから21年になりますけれども、そのうち15年半は、あなたが町長やってる時代の問題なんです。だからまさにこれは高橋町政の責任が問われる究極の問題だと私は申し上げておきたいと思うんです。総務課長を通じて私は申し上げてるんですが、総務課長から話聞きましたか。覚書をあなたは廃棄する意思がないという答弁を12月議会でされましたね。私は100歩譲って廃棄するという表現に抵抗があるのであれば、より合理的な、より正確な覚書に変化、発展させるということでどうだろうという提起をしてるんです。これは議会事務局長同席の上で総務課長に提起してますから。多分あなたのほうには、私の提起は通ってると思いますがね。いまだに返事がないんです。なぜ私はそういう提起をしたかということ、最初の質問に戻りますが、この平成25年度の時の覚書は偽造であるということ言ってるわけだから、偽造なら偽造でないものを作りましょうと。あなたが言えばいいだけなんです。先方が偽造だって言ってるんですから、ああそうですかと。それじゃ本当の覚書を交わしましょうよと。その新たな覚書を作る時に所有権移転登記は町の職権で行いますと、この一字を挿入して、それを締結すればいいだけなんです。だから問題はあなたの対応にかかっていると私は思います。

以上。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

菅原議員と町との間では、認識が随分違うなというふうに思って聞いておりました。議員が地権者からどのような話を聞かれているのか見当はつきませんが、そうしたことで聞いておりました。町としては21年が経過している問題でございまして、できるだけ早く解決をさせていただきたいと思って目下、努力を続けているところでございますが、残念ながらなかなか思うようにいかないということでございます。これは今、顧問弁護士を通じての交渉となっておりますが、これでもなかなか順調に進まないということですので、これは引き続き顧問弁護士の下で交渉をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。所有権移転登記を早くやるためにはどうする

かということでございますが、これは覚書にもありますとおり所有権移転をする前に、その前段としてこの相続登記が行われなければならないということでございます。相続登記については、これは相続によって地権者代表を決めるということになります、これをやっていただかないと全て前に進まないということでございます。これは菅原議員もご理解いただけるものというふうに思っております。こうしてそれが決まりますれば既に土地の売買代金も決まっておりますし、所有権移転にすぐ取りかかれるということでございますので、これは町の責任でやらせていただきたいというふうに思います。ただそこまでまだ行っていないというところに問題があります。したがって覚書のとおり地権者が覚書に基づいて整理をしていただければ、町としては速やかにこの問題の解決が図られるということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも私再々質問やるつもりがなくて、これ原稿用紙無いんです。答弁になってないじゃないですか。あなたの答弁が間違いであるという反論は、既に最初の質問と再質問の中で論破し尽くしてるんです。破綻した論理を何回持ち出すんですか。それで一言注意しておきますが、私は地権者と個別の話をしてそれを持ち出してませんよ、ただの一つも。地権者側からきた文書、書面これに基づいて質問を組み立ててるだけです。いいかげんなこと言わないでください。その書面というのは、議長にもほぼ同じ物が行っていると思います。ほぼというか100%議長にも行っていると思います。同様に所管の委員にも100%同じものが行っていると思います。既に地権者から来ている公開された文書に基づいて、それを分析し質問を組み立てているにすぎないわけですから、何か個別に地権者と話をしたみたいない印象を持つような、そういう答弁はこれは取消してください。私の名誉に係わりますから。議長あとで取消しさせてください。これは聞き捨てならん話なんです。おそらく再答弁でもまた同じこと高橋流で繰り返すんだろうと思いますけども、私もこの問題は、あなたが町長でいる限り解決しないなと思います。だって解決する方法論が何もないんです。全部弁護士に丸投げだと、弁護士は解決出来ませんよこういうやり方見てると。先ほどの答弁の1番大きなごまかしは、所有権移転登記は町がやるけれども、相続登記は地権者の責任だと、こういう組立て方したんです。それがあなたの最大のごまかしなんです。相続登記も含めて用地を買収する行政側に責任があるんです。これは開発の用地買収もしかり、北海道の用地買収もしかり、用地買収の前提として相続登記が完了しなければ、行政の所有権移転登記ができないわけですからワンセットなんです。あなたさっき一生懸命首縦に振ってましたけども、ねえ所有権移転登記だけは町の責任で、相続登記は地権者代表の責任なんだみたいなことを言ってますけども、それが結局解決を遅らせている最大の原因であるし、そういう覚書を交わしたところに解決を困難にしてる最大の原因があるわけだから、そこは改めてくださいよと言ってるんです。再々答弁でも、おそらく認める答弁しないと思いますけれども、これはまた機会を改めて、委員会審査もあるでしょうし、次の定例会もあるでしょうから、引き続き解決のための諸施策を提起するという事を申し上げて再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

発言の前に先ほど議員から指摘された点について町長がどう判断するか、あとからで結構ですけどきちんとした形で処理してください。

○町長（高橋貞光君） 私は菅原議員、何度か本人にお会いしてるということでありましたので、そういう話をさせていただきました。それが誤解であるとすれば訂正させていただきたいというふうに思います。議員が今そういう認識でおられるという質問を展開いたしました。町は全くその逆での見解をしております。菅原議員以外の議員にも当然地権者からのお手紙が行っているというふうに思っておりますが、ほかの議員からは、このようなご意見はちょうだいしておりません。そういうことも合わせて私の誤解があったのかというふうに思っているところでございます。覚書につきましては、これはきちんとしたお互い確認をして捺印をした正式の覚書でございます。これに沿って、これをお互い履行していただくと、これはすぐ解決になるという話なんです。なかなか覚書のとおりやっただけでいないというところで解決が延び延びになっているところでございます。町といたしましても、できるだけ覚書に沿って解決をしなければならないと、これが私の責任というふうに思っているところでございますが、ただいろいろと相談の中で議員からも相続協議についてのお話もございました。これについても私たちから申し上げさせていただきましたが、地権者からは、これは岸家の問題で触らせないよというお話もいただいております。なかなか前に進まないという状況になっております。この辺も含めて議員のご意見もございましたので、これから弁護士とよく相談をさせていただいて、少しでも早く解決できるように努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 以上で、菅原義幸議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問すべてが終わりました。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事は終了しましたので、これにて会議を閉じます。

予算審査特別委員会終了するまでの間、休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでした。

散会 午後4時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月20日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 横 山 一 康

署名議員 石 原 広 務

令和3年第1回せたな町議会定例会 第3号

令和3年3月19日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 予算審査特別委員会委員長報告
- 3 議案第28号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第32号 指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）
- 5 議案第33号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 6 議案第1号 令和3年度せたな町一般会計予算
- 7 議案第2号 令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 8 議案第3号 令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 9 議案第4号 令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 10 議案第5号 令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 11 議案第6号 令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 12 議案第7号 令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 13 議案第8号 令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 14 議案第9号 令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 15 議案第10号 令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 16 議案第11号 令和3年度せたな町病院事業会計予算
- 17 議案第34号 令和2年度せたな町一般会計補正予算（第15号）
- 18 意見書案第1号 コロナ渦による地域経済対策を求める意見書
- 19 発委第1号 せたな町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 20 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	小	板橋		司	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	佐々木	正	則	君
総	務	課	原		進	君
まちづくり	推進課	長	佐藤	英	美	君
財	政	課	佐野	英	也	君
税	務	課	濱登	幸	恵	君
町民	児童課	長	濱口	喜	秋	君
認定	こども園	長	伊藤	悦	子	君
保健	福祉課	長	樋口		靖	君
農	務	課	河原	泰	平	君
水産	林務課	長	八木	忠	義	君
建設	水道課	長	平田	大	輔	君
会計	管理者		高橋		純	君
国保	病院事務局	長	西村	晋	悟	君
総	務課	長補佐	小林	和	仁	君
まちづくり	推進課	長補佐	阪井	世	紀	君
財	政課	長補佐	井村	裕	行	君
税	務課	長補佐	奥村	大	樹	君
町民	児童課	長補佐	坂谷	洋	二	君
保健	福祉課	長補佐	浜高	正	明	君
保健	福祉課	長補佐	藤谷	知	昭	君
地域	包括支援センター	所長	長内		京	君
農	務課	長補佐	吉田	有	哉	君
建設	水道課	長補佐	金澤	喜	嗣	君
国保	病院事務局	次長	中川		讓	君
経営	戦略室	次長	手塚	清	人	君
総	務課	主幹	中山	康	春	君
まちづくり	推進課	主幹	松原	孝	樹	君
まちづくり	推進課	主幹	伊藤	哲	史	君

まちづくり推進課主幹	竹	内	亜希子	君
税務課主幹	伊	勢	亮	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇吾	君
農務課主幹	斉	藤	真	君
水産林務課主幹	山	本	亨	君
水産林務課主幹	藤	井	卓也	君
建設水道課主幹	川	上	佳隆	君
建設水道課主幹	桑	田	一良	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼平	君
職員厚生係長	尾	野	裕也	君
地域生活係長	岡	島	譲二	君
防災係長	斉	藤	哲章	君
情報管理係長	又	村	智	君
商工労働観光係長	撫	養	和伯	君
財政係長	稲	船	洋志	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
包括支援係長	大久保	麻	未	君
地域支援係長	金	澤	早苗	君
地域支援係長	田	畑	貴子	君
農政係長	大	庭	啓	君
業務係長	北	山	典孝	君
水産係長	油	谷	好彦	君
建築係長	高	橋	真一	君
水道係長	大	野	秀幸	君

《大成総合支所》

支所長	杉	村	彰	君
次長	佐々木	正	人	君
大成診療所事務長	古	守	幸	君
主幹	藤	谷	希	君
福祉係長	河	野	葉子	君

《瀬棚総合支所》

支所長	神	田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川	忍	君
福祉係長	稲	船	奈穂子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	優	君
次	長	古畑	英規	君
大成教育事務所	長	杉村	輝明	君
主	幹	長内	解人	君
主	幹	尾野	真也	君
学校給食係	長	山崎	秀人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子	君
係	長	小池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君
書記	次	小林	和仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	小百合	君
次	長	上野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹羽	小百合	君	
次	長	上野	朋広	君	
主	事	原	田翔	太	君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 皆様、ご苦労様です。

ただいまの出席議員12名で定足数に達してございます。定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（真柄克紀君） 日程第2、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと議案第28号及び議案第32号及び第33号の予算審査特別委員会における審査につきまして、特別委員会委員長の報告を求めます。

平澤委員長。

○10番（平澤 等君） ただいまの件につきまして、本議会定例会中3月5日、当予算審査特別委員会に付託された令和3年度各会計予算議案第1号から議案第11号までと予算関連一般議案議案第28号、議案第32号及び議案第33号の計14議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は3月16日、17日、18日、19日と委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査した経過において議案14件すべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします

当特別委員会は、議長を除く11名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全14議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（真柄克紀君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、全14議案は原案可決と決したとするものでございます。また特別委員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入られたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり進めてまいります。

◎日程第3 議案第28号

○議長（真柄克紀君）

日程第3、議案第28号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第32号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第32号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第33号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第33号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号令和3年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 私は令和3年度せたな町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

雅荘廃止に伴って1億5,000万円もの補助金返還問題を抱え、再開に向けて努力するとしながらその詳細も時期も未だに報告ができない状態の上に、北部桧山衛生センター組合の数々の不祥事が発覚、最高責任者組合長の立場、多額の負担金を拠出している構成町長の立場でも、一切の責任を陳謝のみで済まそうとしている姿勢には到底納得できる事案ではありません。速やかに解決すべき山積された様々な課題問題がある中で、係わる予算にはとても賛成する気持ちにはなれません。昨年12月に議会全会一致で可決した問責決議を改めて認識をして、すぐにでも真摯な態度に改め、町民、議会、役場職員にも向かうべき姿が見えない以上、私は、せたな町新年度一般会計に反対します。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を許します。

橋本議員。

○4番（橋本一夫君） 私は、令和3年度一般会計予算に対し賛成の立場で討論いたします。

令和3年度一般会計予算総額は前年対比マイナス7.4%、金額で6億6,199万7,000円減の82億3,440万9,000円であります。普通交付税の一本算定を迎え、厳しい財政環境ではありますが、歳入では過疎債や合併特例債など交付税措置のある優良な起債の活用や、各種目的基金からの繰入れなどの財源確保を評価いたします。また歳出においては、大成町民センター耐震改修事業、住宅リフォーム助成事業などのほか、町の基幹産業である農業、漁業の振興のために草地畜産基盤整備事業やトラウトサーモン海面養殖事業などが盛り込まれており、せたな町の持続的な振興発展を願うものであります。

最後に、理事者、職員が一丸となり、町民の負託に応えうる町政執行を希望して賛成討論とします。

○議長（真柄克紀君） 続いて反対討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 令和3年度せたな町一般会計予算について反対いたします。

現在せたな町は、急速な人口減、少子高齢化、基幹産業の不振、後継者難に直面しており、これらの課題と向き合い、町民の声と希望に応える町政の執行が求められています。その立場から令和3年度せたな町一般会計予算を見た時に容認できない問題点があります。計上されている町民生活に必要な予算に反対するものではありませんが、下記6点について指摘し反対討論といたします。

第1は、昨年12月の第4回定例会における全会一致の町長に対する問責決議に対する真摯な反省が新年度町政執行方針からは伝わってこないことです。深く反省しているので一言も触れなかったとする町長の主張は誠実さにかけるものと言わざるを得ません。

第2は、せたな雅荘の再開問題です。私の8回にわたる一般質問に町長は、再開に向けて努力をしている最中だと繰り返すのみで全く事態は進展しませんでした。4期目の任期満了が9月に迫る中で再開の期限さえ明らかにせず、迫りつつある1億5,000万円の補助金返還を含む町長としての当事者責任を明確にしない姿勢を容認することはできません。

第3は、生産者がやる気を起こせば町は支援をするという自己責任論を強調し、農漁業振興策に

ついて町長自身の政策を示していないことであります。一昨年サケ定置網被害救済要求に対し町長は、漁業者の自己責任を持ち出して一切救済しませんでした。公助という地方自治体の一番大事な政策をないがしろにするものと言わざるを得ません。

第4は、修学旅行バス代補助など保護者負担の軽減要求に向き合わず、民間の事業者も参加する財政調整基金の運用による介護事業持続化基金や介護事業経営持続化協議会構想の提案にも背を向けたことであります。

第5は、町道山麓通線の民地買収について、交渉を弁護士に丸投げし解決の見通しが全く立っていないことであります。新年度の用地買収予算の計上を見送り、買収に対する意欲の欠如が明らかになりました。

第6は、平成29年3月31日のクラスター事業関連予算の専決処分なるものが、自治法上の要件を満たしていないことが明らかになったことです。当日開催の臨時議会にクラスター関連予算を町長の思い込みで提出しなかったことを認めましたが、そうである以上、当日の専決処分なるものは地方自治法第179条第1項のどの要件にも該当しない違法行為であることが明らかになりました。

以上、令和3年度当初予算編成上の6つの問題点を指摘するとともに、町民本位の血が通う町政に流れが変わることを願い反対討論とします。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を許します。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 私は令和3年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

私は予算特別委員会での各委員による活発な議論を経て、令和3年度一般会計予算案が町民の目線に立った予算であることを確信いたしました。現在のコロナ禍の中、継続したコロナウイルス対策費の計上や町民の居住性の向上と地域経済の活性化を目的とした住宅リフォーム等助成金の復活、また我が町の基幹産業である農業に係わる的確な予算措置、漁業では捕獲をする漁業から育てる漁業に向けてのきっかけとなるトラウトサーモン海面養殖試験事業補助金など、厳しい予算編成の中、十分に町民の負託に応える予算とし賛成討論といたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第2号令和3年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第3号令和3年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第4号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第5号令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第6号令和3年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第7号令和3年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第8号令和3年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第9号令和3年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第10号令和3年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(真柄克紀君) 日程第16、議案第11号令和3年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第34号

○議長(真柄克紀君) 日程第18、議案第34号令和2年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その4でございます。今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に770万円を追加し、補正後の予算総額を100億2,757万3,000円とするものでございます。

その内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る漁業経営維持支援金の経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野英也君) それでは内容についてご説明いたします。議案その4の4ページでございます。歳出から説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、17目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、18節負担金補助及び交付金、漁業経営維持支援金(追加分)770万円の追加をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として水産物の需要や価格が低迷している状況下の中であって、ひやま漁協では経営安定を図るため組合員から特別負担金を追加徴収することから、漁業者の負担軽減のため、せたな町のひやま漁

業同組合154名に対して一律5万円の支援金を交付するものでございます。

これに係る歳入であります。10款1項1目ともに地方交付税において、普通交付税770万円の追加をするものでございます。

以上、説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、意見書案第1号コロナ渦による地域経済対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田実議員。

○1番（吉田 実君） ただいま上程されました意見書案第1号コロナ渦による地域経済対策を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

我が国の農業は、TPPイレブンや日米貿易協定など各協定による地域経済への影響が懸念されてきました。そうした中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い人の行動範囲が制限され、イベントや観光の自粛等により飲食業やサービス業、農林水産業などでの大幅な減収が生じ、消費マインドの回復も見込めない状況にあります。

また、インバウンド需要の落ち込みや外食産業の低迷による農畜産物の消費の冷え込み等により価格の低迷が続いています。価格安定に向けた対策を強化し、地域経済への影響を最小限にとどめ、農畜産業者が安心して生産活動等を行うことができるようにすることが必要であります。そのためにも、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、再び成長軌道に乗せるための対策を躊躇なく、迅速に講じていくよう求めるべく、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。

○議長（真柄克紀君） 意見書案第1号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第19 発委第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、発委第1号せたな町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま上程されました発委第1号せたな町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前、産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

改正内容につきましては、5ページの新旧対照表のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第1号

- 議長(真柄克紀君) 日程第20、発議第1号を議題といたします。
三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。
お諮りいたします。
申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することと決しました。

◎閉議宣告

- 議長(真柄克紀君) 以上で本定例会に付議されたすべての案件の審議は終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣言

- 議長(真柄克紀君) これをもって令和3年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。
どうも長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月20日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 横 山 一 康

署名議員 石 原 広 務